

# 第36回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成22年6月8日(火)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (22名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総務課長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税務課長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会計課長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教育課長	福 井 泉	天文台公園参事	安 本 泰 二
				午前11時09分より 出 席
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
		午前10時52分 退 席		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 発議第 7 号 消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書(案)
- 日程第 5 . 発議第 8 号 「保育制度改革に関する意見書」(案)の提出について
- 日程第 6 . 報告第 1 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について
- 日程第 7 . 報告第 2 号 平成 21 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号 専決第 7 号)
- 日程第 9 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号)
- 日程第 10 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 9 号)
- 日程第 11 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 10 号)
- 日程第 12 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 11 号)
- 日程第 13 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号 専決第 12 号)
- 日程第 14 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号 専決第 13 号)
- 日程第 15 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 6 号 専決第 14 号)
- 日程第 16 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 15 号)
- 日程第 17 . 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号 専決第 16 号)
- 日程第 18 . 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号 専決第 17 号)
- 日程第 19 . 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 18 号)
- 日程第 20 . 承認第 19 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号 専決第 19 号)
- 日程第 21 . 議案第 58 号 工事請負契約の締結について(幕山小学校校舎耐震化補強工事)
- 日程第 22 . 議案第 59 号 工事請負契約の締結について(久崎小学校校舎耐震化補強工事)
- 日程第 23 . 議案第 60 号 工事請負契約の締結について(三河小学校校舎大規模改造工事)
- 日程第 24 . 議案第 61 号 物品購入契約の締結について(情報機器の売買及びアプリケーションプログラム使用許諾)
- 日程第 25 . 議案第 62 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 議案第 63 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 . 議案第 64 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 28 . 議案第 65 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について  
日程第 29 . 議案第 66 号 佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例について  
日程第 30 . 議案第 67 号 佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について  
日程第 31 . 議案第 68 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する  
条例について  
日程第 32 . 議案第 69 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について  
日程第 33 . 議案第 70 号 町営土地改良事業の実施について  
日程第 34 . 議案第 71 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 35 . 議案第 72 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の  
提出について  
日程第 36 . 議案第 73 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出  
について  
日程第 37 . 議案第 74 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の  
提出について  
日程第 38 . 議案第 75 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）  
の提出について  
日程第 39 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 40 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 41 . 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 42 . 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 43 . 請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件  
日程第 44 . 請願第 4 号 非核平和宣言を求める請願書  
日程第 45 . 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（矢内作夫君） はい、皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 36 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

今定例会は、4 月改選後、初の定例会であり、私、議長といたしましても、初の定例会であります。皆様方のご協力をいただいた中で、スムーズな議会進行ができますように、よろしくお願いを申し上げます。

まあ、以前より懸案でありました、議会のテレビ放映につきましても、今一般質問から、実況放送をするということをご予定をいたしております。この点に関しても、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

さて、今期定例会には、議員発議の案件が 2 件、人事に関する案件が 4 件、条例に関する案件が 8 件、平成 22 年度各会計補正予算案が 5 件、専決処分の承認が 13 件、請願が 2 件など、41 案件が付議されております。何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきましても、慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますよう、よろしくお願いをいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、ごあいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 皆さん、おはようございます。早朝からご苦労様です。ここのとこ

ろ、天気が少し安定をしておりましたけれども、こうして6月にも入り、そろそろ梅雨入りも間近かというふうに思われます。

本定例議会、6月定例議会には、先ほど、議長も、ごあいさつのように、条例の改正、また、21年度の最終補正予算。また、22年度の補正予算、そして、工事請負契約等、たくさんを提出させていただいております。どうぞ、慎重にご審議いただきまして、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしく願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第36回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。3番、岡本義次君。4番、敏森正勝君。以上の両君にお願いをいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日6月8日から6月24日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日6月8日から6月24日までの17日間と決定をいたしました。

---

#### 日程第3．行政報告

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3に入ります。

これより行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、1件目は、職員の防災訓練の実施についてを報告させていただきます。

役場組織の改革や職員の異動に伴い、新たな体制の中で、防災体制の強化と職員の防災に対する意識の高揚を図るために、6月1日午前5時30分から8時まで、水害を想定した訓練を実施いたしました。訓練の対象職員は、本庁、支所、天文台、笹ヶ丘荘などに勤務する職員で行いました。今回は、保育園、学校、クリーンセンター、朝霧園など一部の職場は除きましたが、全職員360人の内225人の職員が参加をし、具体的な気象推移を設定し、職員への連絡体制、参集時間の確認、災害対策本部、各対策部での業務遂行状況の確認、情報の収集、伝達体制の確認などの訓練を行いました。

これから出水期を迎えるにあたり、役場組織の体制、職員一人ひとりが、災害に対する備え、防災意識を高めるとともに、今後、各関係機関や地域住民の皆さんとも連携をした防災訓練などを行い、少しでも被害の軽減を図れるように努めて参りたいと考えております。

次に、公共土木、農業施設等の災害復旧事業の発注状況等について、報告をいたします。

災害復旧事業につきましては、繰越予算を含め、21年度、22年度により予算措置をし、執行をしております。公共土木施設災害復旧事業は、21年度予算において、補助災害、河川68件で、その内60件発注済。道路は81件で、内57件発注済。橋梁は、7件で、内2件発注済で、合計156件予算措置し、119件76.2パーセントが発注済であります。

また、人家裏、急傾斜地緊急崩壊対策事業につきましては9件で、1件が発注済でございます。単独分では、道路と河川合わせて25件で、内13件52パーセントが発注済でございます。

以上、21年度予算分は、190件予定し、133件発注済。70パーセントの進捗となっております。

22年度予算分は、5月末現在、補助、単独合わせて101件の内13件、12.8パーセントを発注しております。工事の竣工状況は、補助災では、道路23件、河川2件。単独事業では、道路3件が完了をしております。

次に、農林水産施設災害復旧事業の発注状況は、水路、道路、田畑、ため池、橋梁等、農地が232件、施設が184件、併せて416件の内、6月末の入札予定分まで、約43パーセント発注し、その内、完了箇所数は、40件、約10パーセントでございます。河川改修区域内の補助災害は、今後、県河川復興室と調整をして進めて参ります。また、町単独災害の申請は、21年度と22年度、総計465件で、852箇所となっております。

次に、本位田浄水場の災害復旧工事の進捗状況を報告をいたします。本位田浄水場は、機器の復旧工事を完了し、6月末の送水に向けて試運転を行っております。現在は、真盛浄水場と、峠浄水場から供給しているため、不安定な運転を行っておりますが、完成すれば、町民の皆さんに、安心して飲んでいただける水道水を安定して供給できるようになります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で行政報告は、終わりました。

---

#### 日程第4．発議第7号 消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、発議第7号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 発議第 7 号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を、佐用町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 6 月 8 日提出。提出者は、佐用町議会議員、金谷英志。賛成者、同じく、平岡きぬ系。同じく賛成者、鍋島裕文。同じく賛成者、笹田鈴香。

理由、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書を提出するため。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） 議案の朗読が終わりました。

提案に対する提出者の説明を求めます。5 番、金谷英志君。

〔 5 番 金谷英志君 登壇 〕

5 番（金谷英志君） 発議第 7 号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書について、提案説明をいたします。

意見書案を朗読して、提案説明に代えます。

国民の暮らしは、収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増えて苦しくなるばかりです。

消費税は、導入時から現在まで、社会保障のため、国の財政が大変、などが増税の理由とされてきましたが、消費税実施後の 21 年間は、医療や年金などの社会保障が改悪され、国の財政赤字は膨らみ続けた歴史でした。

社会保障財源を確保するには、不公平税制をただして無駄づかいをきっぱりとやめ、税金の取り方、使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきです。

消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまいます。そもそも消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる、最悪の逆進的な税制です。増税が、貧困と格差を一層酷くすることは明らかです。

2009 年度税制改正法では、付則 104 条で、2011 年度までに消費税を含む抜本改革の法的措置を講じるとされました。新政権は、政権任期中は消費税率を引き上げないと合意しており、104 条を廃止することが必要です。

今求められているのは、減税して家計を応援することです。イギリスやフランスが付加価値税を引き下げたように、日本でもできないはずはありません。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望するものです。

- 1、消費税の増税は、やめること。
- 2、緊急に食料品など暮らしにかかる消費税を減税すること。

以上、であります。

議長（矢内作夫君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、発議第 7 号は総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。質疑ありますか。

〔 質疑なし 〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし

ます。

ただ今、議題となっております発議第7号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって発議第7号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書（案）は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第5．発議第8号 「保育制度改革に関する意見書」（案）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、発議第8号、保育制度改革に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 発議第8号、「保育制度改革に関する意見書」（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり佐用町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年6月8日提出。提案者、佐用町議会議員、鍋島裕文。賛成者、同じく金谷英志。賛成者、同じく笹田鈴香。賛成者、同じく平岡きぬ系。

理由、現行制度を堅持・拡充し、安心して子育てできる環境の整備を進めるため。

以上でございます

議長（矢内作夫君） 議案の朗読が終わりました。

提案に対する提出者の説明を求めます。16番、鍋島裕文君。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） 失礼します。保育制度改革に関する意見書（案）の提案説明をいたします。

まずその前に、3箇所の字句の訂正を願います。字句の訂正がございますので、よろしくお願ひします。

まず上から11行目、各自治体においては、厳しい経済状況の中にももの箇所を、各自治体を、地方自治体にお願ひし。続いて、次の12行目の、努力いただいているところですが、努力しているところですがに、お願ひします。それから、上から16行目の最後の方になりますけど、各自治体が保育施策のところを、地方自治体がに訂正を願ひます。

それでは、提案説明をいたします。

急激な少子化が進むなか、子どもを安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、全国的には、100万人とも見られる、潜在的な待機児童問題があり、本町のような過疎地にとっては、小泉構造改革の児童福祉版とも言える厚労省の審議会である社会保障審議会、少子化対策特別部会が答申し、民主党政権が、今、国会に提出している地域主権改革一括法案では、国の保育所最低基準そのものをなくし、地方自治体の条例に委任するという保育制度の改悪は、本町にとって重大な影響を与えるものであります。

児童福祉法第24条では、保育に欠ける子どもの保育を、国と自治体が責任を負うこと。

が規定されており、全国どの地域においても子どもたちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任は不可欠です。

そこで、本意見書案では、第1点目として、法24条に基づく現行保育制度を堅持するとともに、拡充を求めるものです。

第2点目として、少子化特別部会の第1次報告の内容である、保護者と保育所の直接契約は、現在の制度である保育が必要な子どもには、行政が保育園の入所を行い保育を保障するという優れた仕組みや制度を壊し、保育に格差を生むおそれがあります。そして、現行保育所最低基準の廃止や、引き下げをさせないことや、本町の深刻な問題である、クラス担任を持つなど、正規職員と同様の責任ある仕事をしながら、非正規とされている保育士問題を根本的に解決するためにも、子育て支援施策関連予算を大幅に増額求めることは、どうしても必要であります。少子化の中、保育園をめぐる情勢が、重大な局面にさしかかっている今、本町議会が、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を求める意見書の提出は大事であり、皆様のご賛同をよろしくお願いし、提案説明といたします。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、発議に対する提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、発議第8号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております発議第8号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって発議第8号、「保育制度改革に関する意見書」（案）の提出については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第6 ．報告第1号 平成21年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配布しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ないと認めます。よって、そのように決しました。  
日程第6、報告第1号であります。

報告第1号、平成21年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、報告第1号、平成21年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について報告をいたします。

佐用町農業共済事業の家畜共済勘定におきまして、乳牛飼育農家より家畜共済の3月、増額引き受けがあり、賦課金及び支払賦課金が予定額を上回ったため、業務勘定の事業収益・賦課金と事業費用支払賦課金の既決額に、それぞれ4,000円を増額して、3月29日付で弾力条項を適用をいたしました。

適用については、資料3ページ、収入では、事業収入として、賦課金4,000円。支出では、事業費用として、支払賦課金4,000円でございます。

以上、地方公営企業法第24条第3項の規定により報告をいたします。

議長（矢内作夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ちょっと、お尋ねしたいんですが、この、これの、支払賦課金を見ると、適用額が4,000円とあるんですが、この4,000円の内訳をお願いしたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長、小林君。

農林振興課長（小林裕和君） 4,000円の内訳でございますけれども、共済金額の1,000分の4をですね、支払賦課金として支払いさせていただきます。今回、乳牛のですね、増額で、親牛2頭とですね、胎児が2頭の計4頭でございます。それに共済金のですね、掛率を掛けて、1,000分の4を掛ければですね、共済金が約100万になりますので、4頭分が100万になりますので、その1,000分の4の4,000円ということですね、今回、弾力条項を適用させていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 4頭でということなんですが、胎児と、それから成牛の金額的な違いはあるかどうか、そのへんもお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） その共済金額のですね、金額の比較は、胎児とですね、成牛、またそれぞれ牛の種類によってもですね、違ってきます。まあ、2万2,000円からですね40万ぐらいの幅のですね、連合会の方で策定されております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいですか。  
はい、他に。ないようですので、これで報告第1号に対する質疑を終結いたします。

---

日程第7．報告第2号 平成21年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、報告第2号であります。報告第2号、平成21年度佐用町繰越明許費繰越計算書について、町長より報告があります。  
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、報告第2号、平成21年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

まず一般会計でございますが、地域活性化・経済危機対策事業など12事業、繰越額合計25億267万7,000円の財源内訳は、国県支出金18億7,559万6,000円。地方債3億710万円。その他、特定財源1,369万円。一般財源が3億629万1,000円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、簡易水道施設災害復旧事業の繰越額1億125万円の財源内訳は、国県支出金が4,991万3,000円。地方債が1,870万円。一般財源が3,263万7,000円で、地域活性化・きめ細かな事業につきましては、4,500万円を繰越し、その財源は、全額が、その他特定財源、一般会計からの繰入金でございます。

最後に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、特定環境保全公共下水道事業の繰越額4,564万6,000円の財源内訳は、国県支出金が1,230万円。地方債が1,380万円。一般財源が1,954万6,000円。特定環境保全公共下水道施設災害復旧事業の繰越額が1,265万4,000円で、その財源内訳を、国県支出金841万円。地方債110万円。一般財源314万4,000円といたしております。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

議長（矢内作夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ糸君。

17番（平岡きぬ糸君） 今、説明の中では、財源について説明が、内訳があったんですが、その事業名について、明記されておりますけど、このされている内容も、特に、地域活性化・経済危機対策事業などは、多種多様にわたっておりますので、他の事業もそうですけど、具体的に、これらについて、事業名とあわせて内容を示していただきたいと思いますが。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 先ほど、議員がおっしゃられましたように、地域活性化・経済危機対策事業並びに地域活性化・きめ細かな事業、いろいろな事業あります。担当課も、いろいろあります。私の方から事業名と、その簡単な事業の概要、それと担当課と繰越額を説明させていただいて、もし必要であれば、中身の詳細については、それぞれの担当課の方から、説明ということで、させていただきたいと思います。

まず、地域活性化・経済危機対策事業繰越額3億2,370万5,000円の事業ですけれども、事業数としては、8事業あります。1つは、林業用路網整備事業ということで、三日月本郷の、本郷線の崩土の除去と、路面の修繕。これは農林振興課ですけれども、これは、全繰で1,000万。それと、同じく農林振興課担当の事業ですけれども、事業名は、上月農産物処理加工施設整備事業。味噌貯蔵庫の建設、駐車場整備等です。この繰越額が1,600万。それと、同じく農林振興課ですけれども、農業生産基盤整備事業ということで、農道舗装、農業用水路改修ということで、これが1,500万。同じく農林振興課ですけれども、獣害柵設置補助事業、野猪、シカ等防護柵の設置補助事業です。これが、512万9,000円。それと、この経済対策交付金の中の、公共交付、公共事業の交付金の関係ですけれども、企画防災担当の携帯電話等エリア整備事業、携帯電話の基地局の整備、奥海と西新宿ですけれども、これが、3,060万1,000円。それと、後3件あります。教育委員会の所管ですけれども、1点目が、学校耐震化事業で、幕山小学校の耐震化工事です。これが8,170万。同じく耐震化事業で、久崎小学校の校舎の耐震化工事。これが同じく8,170万。それと、最後ですけれども、学校耐震化事業、三河小、三河小学校の耐震化工事。これが8,357万5,000円。それが、1点目の活性化・経済危機対策事業の事業名等です。

2点目の地域活性化・きめ細かな事業。これにつきましては、全繰です。全ての事業が全繰ということで、前の、補正予算7号で、資料等を、もう説明させていただいたり、出しております。13事業あります。これについても、全ての事業が、全て全繰ということで、一つ一つの事業名等については、省略させていただきます。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ糸君。

17番（平岡きぬ糸君） 繰り返しになろうかと思えますけれども、口頭での説明がありましたけれど、できたら、プリントにさせていただきたいと思いますが。よろしいですか。

議長（矢内作夫君） 総務課長どうですか。

総務課長（坪内頼男君） きめ細かな臨時交付金の事業名ですか。

〔平岡君「全部」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 全て。

〔平岡君「全て」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） えっ。

議長（矢内作夫君） 25億全部ということや。

〔平岡君「そうです。そうです。全部」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 出せますか。

総務課長（坪内頼男君） 資料としてですか。

議長（矢内作夫君） はい、そうです。

総務課長（坪内頼男君） 資料としては、提供させていただきます。はい。

議長（矢内作夫君） それでよろしいね。

17番（平岡きぬ糸君） はい。

〔西岡君「いいません。繰越明許ですからね、既に済んでますんで、そんな説明はいりません」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、繰越明許の内容について、確認をいたします。

農業災害、公共土木災害の関係で、先ほど、行政報告で、町長が、公共土木では、50パーセント発注済、農災では、43パーセントほど発注済という、今、報告ありました。当然、発注済の部分は、21年度完了済みも含んでいるわけですから、この繰越明許の関係、この金額で言えばね、公共、農業、それぞれの災害の発注済、いわゆる工期の延長含めた繰越明許になりますけれども、の金額とパーセントですね。若干、違ってくると思いますね。先ほどの行政報告とは、その内容お願いいたします。

議長（矢内作夫君） 総務課長よろしいか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町長の行政報告の中ではですね、今、6月25日、農林の方に

関してはですね、6月25日までの入札分を含めてのですね、執行状況の行政報告でありました。21年度から22年度ですね、災害で21年度、予算が、国からの予算がついております。未契約繰越もやっております。そういう中でですね、21、22年度でですね、416件をですね、発注する予定でですね、両、ふた年度にわたってですね、ほぼ満額に近い予算が、今、推定、来ております。その中で、事業を進めていくわけで、21年度でですね、金額は大きいのでは、箇所までですね、ここを21年度から、この箇所を繰越するというのはですね、額は確定、未契約ですから、箇所は確定しておりませんが、そういう形で、繰越をさせて、事業を執行させていただいておる。

現在まで、先ほど、町長の行政報告はされましたように、その箇所を発注してですね、事業を進めている。今後、鋭意ですね、そういう形で、予算の枠内ですね、事業を、促進を図っていききたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 農業災害においてはね、先ほどの43パーセントというのは、完了も含めて、発注済というふうに聞いたんだけど、当然、これは、完了した分は、繰り越すはずないのでね、繰越明許の中で、当然、発注済の分と、22年度の新契約、入札があるわけですから、つまり、工期を延長する分は、何パーセントほどになっているかということを知っているんですね。あのまま、43パーセント、そのままなのかどうか。分かる。農業災害におけるね、繰越の中での発注済分。

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 21年度、完了が10パーセント、40件ほどありますので、40件が、21年度で完了したという形で、残りのものですね、繰越をかけさせていただいてですね、今、事業を執行しているという形です。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君「3回目やから」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） いや、だから聞いているのはね、繰越、当然、繰越したんは、繰越明許だからね、それ繰り越すのに、入札終わっているけど、持ち越すやつと、今から事業全体を入札するやつと、当然、二種類あるわけですよ。その内訳を聞いておるんですね。これも、公共土木もお願いしたいんですけど。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君）　　ちょっと待ってくださいね。

まずですね、21年度の予算でですね、対象分がですね、公共土木で、先ほども説明したとおり、道路、河川、橋梁で、156件が21年度の予算で対応するというようにしております。その内、入札分が、119件でございます。それで、22年度に実施した、22年度4月以降に入札を実施した分が、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12。12件でございます。はい。以上です。

〔井上君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、井上議員。

7番（井上洋文君）　　1点だけお聞きしたいんですけども、地域活性化・きめ細かな事業で、国の補助金がですね、2億6,000万ほどだったんですけど、これ2億8,800万になっておるんですけども、この違いと、この事業に、どのように影響しておるんか。

議長（矢内作夫君）　　はい、総務課長ですか。

〔総務課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）　　きめ細かな事業の国県の交付金の金額ですね。これは、国県の交付の内示額、決定額は2億8,835万ということで、全額、その交付金、事業に充当をしております。

議長（矢内作夫君）　　いやいや、前言ったんとは違うということや。

〔井上君「2億6,000万というのは、限度額ということは、どういうこと」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君）　　補正7号の時の限度額との違いですか。

7番（井上洋文君）　　うん。

総務課長（坪内頼男君）　　交付金ですので、申請時の額と、それと決定額、それはもう当然、事業によって、それとまあ、国の交付金の配分によって、変わってきます。で、現在、21年度で確定しているのは、この交付金の、ここに国県支出金に挙げている2億8,835万2,000円というのが、国からの交付金の決定額です。で、前の補正の分については、その限度額ですので、それ以内であれば、それ以上の予算措置が必要ということで、最初の当初の内示で限度額を、補正7号については、計上させていただいています。

議長（矢内作夫君）　　はい。

7番（井上洋文君）　　まあ、後で聞きますわ。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長、今の答弁。はい、すいません。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほどの鍋島議員の関係ですね、21年度10件終わってっていう話しました。それで、契約して繰り越したのがですね、42件あります。残りは、未契約で繰越させていただいています。

議長（矢内作夫君） はい、他にありませんか。ないようですので、これで報告第2号に対する質疑を終結をいたします。

- 
- 日程第8．承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町一般会計補正予算第8号 専決第7号）
- 日程第9．承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号 専決第8号）
- 日程第10．承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町老人保健特別会計補正予算第2号 専決第9号）
- 日程第11．承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号 専決第10号）
- 日程第12．承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算第4号 専決第11号）
- 日程第13．承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第4号 専決第12号）
- 日程第14．承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第6号 専決第13号）
- 日程第15．承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第6号 専決第14号）
- 日程第16．承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第4号 専決第15号）
- 日程第17．承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第5号 専決第16号）
- 日程第18．承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第3号 専決第17号）
- 日程第19．承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第3号 専決第18号）
- 日程第20．承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号 専決第19号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第8ないし日程第20について一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度佐用町一般会計補正予算、第8号。

承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、第 4 号。

承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算、第 2 号。

承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算、第 2 号。

承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、第 4 号。

承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、第 4 号。

承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 6 号。

承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 6 号。

承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第 4 号。

承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、第 5 号。

承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町朝陽ヶ丘荘特別会計補正予算、第 3 号。

承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、第 3 号。

承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、第 1 号を議題といたします。

承認に対する、うん、すみません。承認第 17 号、朝陽ヶ丘荘と申し上げたようですが、笹ヶ丘荘です。訂正を願います。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵迢典章君。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、承認第 7 号から承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第 7 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号、専決第 7 号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,524 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 184 億 1,943 万 4,000 円といたしました。

歳入から、主なものをご説明いたします。

町税におきましては、歳入見込額を精査の上、80 万 5,000 円を増額し、総額を 23 億 490 万 8,000 円といたしました。

地方譲与税では、314 万 1,000 円を減額、利子割交付金も 830 万 8,000 円を減額、配当割交付金も 972 万 9,000 円を減額、株式譲渡所得割交付金は 48 万 9,000 円の増額、地方消費税交付金についても、377 万 8,000 円を増額をいたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、54 万 9,000 円の減額、自動車取得税交付金は 742 万 1,000 円を増額いたしました。

地方交付税においては、特別交付税の交付額決定を受け、11 億 6,666 万 9,000 円を増額

をいたしました。平成 21 年度の特別交付税は、災害などの特殊要因を反映していただき、前年度交付額 6 億 2,350 万円の 3 倍強、19 億 9,630 万円の交付決定を受けております。

交通安全対策特別交付金は、21 万 7,000 円を減額いたしました。

分担金及び負担金は、563 万 8,000 円を減額をいたしました。主なものといたしましては、負担金で、事業実施を延期したことによる、にしはりま環境事務組合負担金を 400 万円減額をいたしました。

使用料及び手数料は、1,976 万 8,000 円の減額。これは、南光自然観察村の施設使用料の減収が主なものでございます。

国庫支出金は、2 億 6,041 万 6,000 円を増額をいたしております。増額補正の要因は、公共土木施設災害復旧費負担金におきまして、国の負担率が 66.7 パーセントから 88.1 パーセントに増嵩され、2 億 782 万 1,000 円を増額したことでございます。その他の国庫支出金につきましては、それぞれ精算見込によるものでございます。

県支出金につきましては、1 億 1,678 万円を減額しておりますが、災害救助費交付金 6,705 万 4,000 円の増額と、現年発生農林災害復旧費補助金 1 億 7,839 万 8,000 円の減額が主なもので、その他は、国庫支出金同様、精算見込によるものでございます。

財産収入は、1,199 万 9,000 円を減額いたしました。

寄附金は、災害関係寄附金及びふるさと応援寄附金を、それぞれ調整し、159 万 1,000 円を増額いたしました。

繰入金は、8 億 6,566 万 1,000 円の減額でございます。主なものといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、特別交付税の増額補正により財源手当てができましたので、財政調整基金の取り崩し額を 8 億 6,954 万 6,000 円減額し、9 億 6,951 万 5,000 円に改めたところでございます。

諸収入は 3,466 万 6,000 円増額をいたしました。主なものは、過年度収入 2,176 万 6,000 円と、役場庁舎、久崎保育園など台風被害にかかる建物災害共済金 2,311 万 1,000 円の受け入れでございます。

町債は、3 億 3,880 万円を減額をいたしました。公共土木施設の現年発生補助災害復旧事業債の減額幅が 2 億 2,550 万円と大きいわけではございますが、先ほど、国庫支出金のところで申し上げましたとおり、災害復旧費国庫負担金の国の負担率が増嵩され、財源が国庫支出金にシフトしたことが要因でございます。

次に、歳出でございますが、各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い不用額の整理をいたしました。

議会費は、不用額の整理によりまして、138 万 2,000 円を減額をいたしました。

総務費では、地域活性化・経済危機対策事業費の精算見込による減額、財産管理費、支所及び出張所費の減額など、各費目における不用額の整理によりまして、1 億 6,371 万 1,000 円を減額をいたしました。

民生費では、国民健康保険特別会計などへの繰出金の調整、後期高齢者医療費・老人医療費・重度障害者医療費・障害福祉サービス費・乳幼児医療費・児童手当などの扶助費、負担金関係経費の精算、災害救助費の精算などにより、1 億 5,451 万 1,000 円を減額をいたしました。

衛生費では、簡易水道事業特別会計などへの繰出金の調整、予防接種・各種健診経費の精算、塵芥処理・し尿処理関係の経費精算により 5,804 万 5,000 円を減額をいたしました。

農林水産業費では、農業振興のための各種補助金、中山間地域総合整備事業など、各事業経費の精算、林業振興のための委託料、補助金の精算。林道・治山事業の精算などにより、1,904 万 9,000 円を減額をいたしました。

商工費では、笹ヶ丘荘特別会計などへの繰出金の調整や、ふるさと雇用再生事業経費な

どの精算により 528 万 9,000 円を減額いたしました。

土木費では、道路改良・橋梁改良・河川事業などの各事業関係経費の不用額精算や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の減額などにより、1 億 1,101 万 7,000 円を減額をいたしました。

消防費では、常備消防費、非常備消防費及び災害対策費の精算により 567 万 1,000 円を減額をいたしました。教育費では、小学校、中学校の学校管理経費の精算、各種補助金、就学援助費の精算、社会教育・社会体育施設や学校給食センター等の管理経費の精算により、4,084 万 1,000 円を減額をいたしました。

災害復旧費では、各費目にわたり、事業費の精算見込み等に基づきまして、2 億 4,080 万 6,000 円を減額をいたしました。

公債費では、元金及び利子の精算により 5,729 万 4,000 円を減額をいたしました。

最後に、諸支出金では、財政調整基金への積立金 9 億 4,923 万 7,000 円、災害遺児等修学・生活支援基金への積立金 378 万 6,000 円など、9 億 5,286 万 1,000 円を増額をいたしました。

次に、承認第 8 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号、専決 8 号について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 4,534 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 21 億 8,006 万 7,000 円といたしました。

歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、1,428 万 9,000 円の減額で、主なものは一般被保険者分の医療給付費分現年課税分で、646 万 6,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 150 万 7,000 円、介護納付金分現年課税分で 121 万 5,000 円、医療給付費分滞納繰越分で 516 万 9,000 円がそれぞれ減額。また、退職被保険者分の医療給付費分現年課税分で 42 万円、後期高齢者支援金分現年課税分で 8 万 7,000 円、介護納付金分現年課税分で 10 万 9,000 円がそれぞれ増額となっています。一部負担金は、4,000 円の減額となっております。使用料及び手数料は、督促手数料で 2 万 5,000 円の減額となっております。国庫支出金は、1,302 万 4,000 円を増額で、主なものは、療養給付費等負担金で 215 万 2,000 円の減額、財政調整交付金で 1,486 万 1,000 円を増額となっております。県支出金は、県財政調整交付金で 1,811 万 3,000 円を増額となります。繰入金は、6,277 万 3,000 円の減額で、一般会計繰入金が 4,869 万 8,000 円、準備基金繰入金が 1,407 万 5,000 円で、それぞれ減額となっています。繰越金は 1,000 円の減額となります。諸収入は、46 万 8,000 円を増額で、一般被保険者延滞金で 22 万 6,000 円を増額、特定健康診査等受託料で 3,000 円を増額、雑入では、23 万 8,000 円を増額となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

総務費では、不用額を精算し、9 万 8,000 円の減額であります。保険給付費では、3,095 万 2,000 円の減額で、主なものは、療養諸費で 2,636 万 5,000 円、高額療養費で 295 万 5,000 円。出産育児諸費で 145 万 1,000 円とそれぞれ減額となります。共同事業拠出金は、234 万円の減額。保健事業費は、不用額を精算し、152 万 2,000 円の減額であります。諸支出金では、46 万 8,000 円、予備費におきましても、不用額 995 万 9,000 円を、それぞれ減額をいたしました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 2 号、専決 9 号について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 423 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,509 万 3,000 円といたしました。

歳入より説明をいたします。

支払基金交付金は、558万7,000円を減額、国庫支出金は、18万1,000円の増額、県支出金は、91万7,000円の減額、一般会計繰入金を95万8,000円の減額となり、諸収入では、304万5,000円の増額となっております。

次に、歳出について、説明をいたします。

医療諸費は、977万6,000円の減額で、主なものは、医療給付費で、860万円、医療費支給費で100万円、審査支払手数料17万6,000円と、それぞれ減額となります。諸支出金は、554万9,000円の増額となっており、主なものは、償還金で7万円の減額、繰出金は、561万9,000円の増額となります。

以上、老人保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第10号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、専決第10号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ2,024万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億4,280万8,000円といたしました。

歳入より説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、1,175万円を減額、主なものは、特別徴収保険料2,320万円の減額、普通徴収保険料で、1,145万円の増額となっております。県広域連合支出金は、86万7,000円の増額、一般会計繰入金は、898万8,000円の減額となり、諸収入では、34万4,000円の減額となっております。

次に、歳出について、説明をいたします。

総務費は、不用額を精査して、56万9,000円の減額、保健事業費では、120万3,000円の減額となります。後期高齢者医療広域連合納付金は、1,807万5,000円の減額となっており、諸支出金では、40万円の減額となります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算第4号、専決11号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の内容は、事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,654万8,000円を減額し、予算総額を18億5,020万8,000円とし、サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を増額し、予算総額を956万円といたしました。補正の主な理由は、該当年度の介護保険事業完了によるものでございます。

まず、事業勘定につきましては、歳入において保険料272万円の減額は、第1号被保険者医療費の減収額でございます。分担金及び負担金については、認定審査会受託負担金1万7,000円の減額であります。使用料及び手数料については、督促手数料5,000円を増額いたしております。国庫支出金82万3,000円及び支払基金交付金493万4,000円並びに県支出金4,000円各減額は、それぞれの負担金等の交付決定により行ったものでございます。繰入金804万7,000円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金222万5,000円の減額、及び介護給付費準備基金からの繰入金582万2,000円の減額でございます。諸収入は8,000円減額いたしております。

次に、歳出において、総務費41万4,000円の減額は、総務管理費34万円、介護認定審査会費3万9,000円、運営委員会費2万8,000円、地域支援事業費7,000円の、それぞれの不用額でございます。保険給付費1,316万円の減額は、各種サービスの確定によるもので、介護サービス等諸費1,100万6,000円、支援サービス等諸費53万5,000円、その他諸費6,000円、高額介護サービス等費3万4,000円、特定入所者介護サービス費157万9,000円の、それぞれ不用額でございます。地域支援事業費97万4,000円の減額は、介護

予防事業費 39 万 7,000 円、包括的支援事業費 10 万円、任意事業費 47 万 7,000 円の、それぞれ不用額でございます。予備費については、200 万円を減額いたしております。

次に、サービス事業勘定については、歳入で、介護給付費収入 1 万円を減額、予防給付費収入 2 万 4,000 円を減額し、歳出で居宅サービス事業費 5 万 7,000 円を減額、事業完了による一般会計への繰入金 7 万 1,000 円を減額をいたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号、専決第 12 号についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 388 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1,970 万 8,000 円といたしました。本会計の補正予算につきましては、いずれも事業の終了及び確定によるもので、実績に合わせて、計上をさせていただきました。

まず、歳入よりご説明いたします。

事業収入において、196 万 5,000 円を増額し、繰入金では、一般会計からの繰入金 604 万 6,000 円を減額。諸収入では、受託事業収入などで、19 万 5,000 円を増額するものでございます。

続いて、歳出であります。老人ホーム費では、人件費等の確定、入所者の異動等による給食材料費の減額、また、施設の維持管理費の精査などにより 384 万 7,000 円を減額し、予備費においても不要となったため 4 万円を減額いたしております。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号、専決 13 号について提案の説明を申し上げます。

今回の、この補正は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 3,948 万 2,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 12 億 4,287 万 3,000 円といたしました。

主なものについて歳入からご説明いたします。

分担金及び負担金においては、加入負担金 200 万円、使用料及び手数料を 1,038 万 9,000 円、国庫支出金を 186 万 6,000 円追加し、繰入金 2,853 万 6,000 円、諸収入 170 万円、町債 2,350 万円を減額をいたしました。

次に、歳出の説明をいたします。

一般管理費においては、人件費、需用費及び役務費等、決算見込みにより 133 万 3,000 円を減額し、現場管理費においては、各簡易水道施設の維持管理経費を調整し、1,088 万円を減額をいたしました。建設改良費においては、工事請負金不用額 500 万円を減額をいたしました。また、地域活性化・経済危機対策事業費において、不用額 57 万 4,000 円を減額し、簡易水道施設災害復旧費を 2,041 万 6,000 円、公債費で 110 万円を減額いたしました。

第 2 表において、繰越明許補正として、地域活性化・きめ細かな事業で計画しております真盛浄水場取水井改良事業費 4,500 万円を計上をいたしました。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 14 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 6 号、専決 14 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,509 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 12 億 43 万 2,000 円といたしました。今回の補正は、昨年の台風災害が激甚災害に指定されたことによる国庫支出金の増額や使用料収入及び事業費の確定により補正をいたしました。

まず、主なものについて歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金においては、新規加入1件と、工事負担金の減額を調整し2万5,000円を追加いたしました。使用料は、公共下水道施設使用料90万円を追加し、排水工事店指定手数料及び責任技術者登録手数料を9万円追加をいたしました。下水道費国庫補助金は、災害復旧補助率の見直しで、補助率が3分の2から88.1パーセントに増嵩されたことにより4,134万5,000円を追加をいたしました。一般会計繰入金は、通常繰入金及び災害復旧繰入金を調整し、2,995万2,000円を減額をいたしました。町債は、災害復旧債を3,750万円減額をいたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。一般管理費は、107万5,000円減額し、現場管理費は、委託料等436万3,000円を減額をいたしました。建設改良費では、工事請負金等不用額238万6,000円を減額をいたしました。公共下水道災害復旧費は、災害復旧事業実施設計委託料他1,312万1,000円を減額し、公債費の町債償還利子を364万8,000円減額をいたしました。最後に、予備費50万円を減額いたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第15号、平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第4号、専決15号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ791万3,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を4億8,831万7,000円といたしました。

まず、歳入から主なものをご説明いたします。

加入負担金の112万5,000円は、新規加入5件分で、施設使用料の103万円は、浄化槽使用料及び農業集落排水施設使用料収入増加分を追加したものでございます。国庫補助金は、農業集落排水施設災害復旧事業補助金を65万1,000円増額し、繰入金は、一般会計繰入金1,289万4,000円を減額し、さわやか協議会解散に伴う精算金98万1,000円を増額いたしております。町債では、農業集落排水施設災害復旧事業債120万円増額をいたしました。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

浄化槽管理費で、25万5,000円を減額し、農業集落排水施設管理費で62万3,000円を減額し、農業集落排水施設災害復旧費で工事請負金等不用額458万3,000円を減額し、浄化槽施設災害復旧費で工事請負金119万円を減額をいたしました。最後に、公債費を76万2,000円、予備費を50万円、それぞれ減額をいたしました。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第16号、平成21年度西はりま天文台公園特別会計補正予算第5号、専決第16号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,834万1,000円といたしました。

まず、歳入からご説明申し上げます。

使用料及び手数料で45万9,000円、一般会計繰入金で9万1,000円、雑入で4万7,000円を、それぞれ減額いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

教育費において、社会教育総務費の職員手当等23万4,000円を減額、グループ用ロッジ運営費で、需用費等46万4,000円を減額、天文台公園運営費で10万1,000円を増額いたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第17号、平成21年度笹ヶ丘荘特別会計補正予算第3号、専決第17号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 692 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 10 万 2,000 円とするものでございます。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

収入見込みにより、笹ヶ丘荘事業収入の使用料におきまして 339 万 8,000 円を、一般会計からの繰入金 349 万 2,000 円を減額いたしております。

続いて、歳出についてのご説明を申し上げます。

笹ヶ丘荘管理運営費におきまして 692 万 6,000 円の減額をいたしておりますが、その主なものは、賃金で 147 万 3,000 円、需用費で 246 万 7,000 円、役務費で 20 万 8,000 円、委託料 75 万 5,000 円、工事請負費 97 万 5,000 円、備品購入費 45 万円、公課費 50 万 5,000 円を、それぞれ減額いたしております。これは、各節ごとの費用を精査したことによるものと、昨年 8 月の台風災害以降、被災された方の避難場所や被災された方の入浴の提供、町営住宅改修時の一時入居受け入れ等を行っており、一般の方の施設利用をお断りしていたことに伴う利用者数の減によるところが、大きいと考えております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 18 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号、専決第 18 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 186 万 8,000 円を減額し、予算総額を 2,620 万 9,000 円といたしました。補正の主な理由は、当該年度の歯科保健事業完了によるものでございます。

まず、歳入におきまして、当初見込みました保険診療収入が少なく、503 万 9,000 円と雑入での保健指導料の減に伴い 12 万 8,000 円を減額し、一般会計繰入金を 330 万円増額をいたしました。

また、歳出におきまして、総務管理費では 134 万 8,000 円、医業費で 52 万円、それぞれ減額をいたしております。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、承認第 19 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号、専決第 19 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,966 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 1,451 万 7,000 円といたしました。

まず、歳入につきましては、財産収入で、2,084 万 2,000 円の減額ですが、広山団地、さよひめ団地の 3 区画が売却できなかったことによるものでございます。繰越金 118 万 1,000 円の増額は、平成 20 年度の繰越額でございます。

歳出につきましては、基金費 1,921 万 4,000 円、予備費 44 万 7,000 円の減額ですが、歳入においては、不動産売払収入を減額したことに伴い、基金積立金等を減額するものでございます。

ちょっと失礼します。ちょっと待ってください。

失礼しました。ちょっと訂正をさせていただきます。説明をいたしました、介護保険事業の補正予算で、サービス勘定につきまして、介護給付費収入 1 万円を減額し、予防給付費収入 2 万 4,000 円を減額というふうに説明をさせていただきましたが、これは増額の間違いであります。増額と訂正させていただきます。

以上で、補正予算の専決提案ですけれども、13 件一括してご説明申し上げました。ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 承認第 7 号ないし承認第 19 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、承認第7号ないし承認第19号につきましては、6月17日の本会議で質疑を予定しておりますので、ここで、

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒議員。

13番（石黒永剛君） これは、承認13号、それから16号、17号に関係すると思うんですけども、少し、私の見解が違ってるとかも分かりますけども、当局の考えをお聞きしたいと思います。

まず、税務課長にお聞きしますけども、仕入れした商品を買った場合、それを人に、事業上で使った場合ね、どのような計上になりますか。仕入れに上がったものを、他人に無償で提供した場合。税法上では、どうなりますか。

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 一般的には、無償提供は収入には上がらないと思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒議員。

13番（石黒永剛君） 売り上げには入れないかんですね。原価構成してますからね。

税務課長（保井正文君） はい、ゼロで。

13番（石黒永剛君） 相殺したらゼロですね。そのかわり、経費として計上せないかんという問題が出てきます。そのことから関係しますと、去年の、特に、笹ヶ丘のことになりますけれども、笹ヶ丘に、災害に関連して、無料で提供したものがありますね。この数字は、金額は、どんなふうに挙がってますか。

挙がってますか。挙がってないかだけ聞けたらよろしいです。

議長（矢内作夫君） それ、石黒議員、今日じゃなかったらいけませんか。

13番（石黒永剛君） 今日、やっとかんと、これ、次の日、できにくいと思うんでね。

議長（矢内作夫君） 17日に質疑できんの。

13番（石黒永剛君） 直ぐ終わります。はい。  
天文台は、どうなってますか。

議長（矢内作夫君） はい、天文台長。

天文台公園長（黒田武彦君） 天文台は、あげておりません。

13 番（石黒永剛君） 分かりました。全て、挙がってないと思います。

しかしながら、電気代とか人件費とかいうのを使っているわけですね。電気代とか人件費が入っている以上、数字だけでも挙げて、減免申請というような形で、相殺すべきやと思うんですけども、財政課長、どう思いますか。

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今のところ、挙げてないということで、今のご質問については、ちょっと検討させていただきます。

〔石黒君「これで終わります」と呼ぶ〕

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒議員。

13 番（石黒永剛君） おそらく、こういった公共団体の場合は、挙がってないと思うんですけども、やはりその、収益的なものについては、原価があれば、当然、売り上げにおいて、それを何らかの形で相殺するというのが、筋やと思うんです。片一方では、原価いうもの構成されてますからね。いっぺん、上と相談してみてください。それだけです。終わります。

議長（矢内作夫君） ただ今議題にいたしております、承認第 7 号ないし承認第 19 号につきましては、6 月 17 日の本会議で質疑を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よってそのようにいたします。ここで暫く休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 繰越明許の関係で、井上議員にお尋ねされた時に、私、ちょっと混乱しまして、正確な答えさせていただいてませんと思いますので、ご質問の趣旨ですけれども、今回、専決で予算化している増額あるいは減額のこと踏まえてのご質問だと思うんですけども、この限度額いうんか配分額については、1 次配分と 2 次配分があった関係で、今回の補正で挙げさせてもらっている分は、2 次配分の方を追加あるいは減額させていただいてます。

で、事業そのものについては、その、影響ありません。あくまでも財源充当ですので、増額、減額については、事業の総事業費については、影響はありません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 10 分としたいと思います。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、定刻が参りましたので、休憩を解き会議を続行いたします。

すいません、ここで報告をしておきます。西はりま天文台公園長の黒田園長から、講義のため早退届が出ており、代理に安本参事の出席を認めておりますので、報告をしておきます。

日程第 21 . 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（幕山小学校校舎耐震化補強工事）

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第 21、議案第 58 号、工事請負契約の締結について、幕山小学校校舎耐震化補強工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、工事請負契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

幕山小学校は、昭和 48 年の建設で、耐震診断の結果、Is 値、構造耐震指標が 0.4 と診断され、基準値以下のために、ブレースや耐震壁の補強と老朽化に伴う改修工事を行うものであります。

工事入札は、平成 22 年 5 月 20 日、町内業者 6 社による指名競争入札に付しました。

結果、8,032 万 5,000 円、消費税込みで、佐用町真盛 135 番地 1、阿山建設株式会社、代表取締役、阿山 隆氏に落札決定いたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会のご承認を、議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 入札率はいくらでしたか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、福井課長。

教育課長（福井 泉君） 入札率は、97 パーセントでございます。

議長（矢内作夫君） 他、ありませんか。他に質疑がないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 58 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって議案第 58 号、工事請負契約の締結につきまして、幕山小学校校舎耐震化補強工事は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22 . 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（久崎小学校校舎耐震化補強工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 22、議案第 59 号、工事請負契約の締結について、久崎小学校校舎耐震化補強工事を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 59 号、久崎小学校校舎耐震化補強工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

久崎小学校は、昭和 38 年の建設で、平成元年に大規模改修を行っておりますが、耐震診断の結果、Is 値 0.45 と診断をされましたので、ブレース、耐震スリット等の耐震化補強工事を実施し、併せて給食室や教室の床などを改修をいたします。

入札は、平成 22 年 5 月 20 日、町内業者 6 社による指名競争入札といたしました。

結果、6,772 万 5,000 円、消費税込みで、佐用町家内 102 番地、久崎産業株式会社、代表取締役、竹本正人氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本件につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） これも、6社の入札率いくらだったのかということと、施工内訳は、ここに載ってないので、分かりませんが、幕山の小学校と久崎小学校の、この金額は、違うんですけど、そこらへんについては、中身的に、どのような格好で、ちょっと変わっておるのか、そこらへんは、どんなもんでしたか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 入札率は、94パーセントでございます。

幕山小学校と久崎小学校の工事の違いでございますが、幕山小学校の場合は、ブレースと言いますか、鉄骨のブレースでございますが、10箇所とか、あそこは、表に廊下がありまして、ベランダだけしか、そこへS柱と言いますのを、ぶち抜きでこう、しっかりしたものを建てて、補強いたします。後は、今まで使っておりました、厨房、給食の給食室を改修しておりませんでしたので、給食室を全て道具等を撤去いたします。それから、屋上の防水工事が、幕山にはありまして、後、トイレの改修と、各教室の床の改修をいたします。

久崎小学校の場合は、同じように、ブレースの数が16箇所と、箇所数が増えております。それから、耐震スリットと言いまして、支柱と支柱の間にこう、ブロック塀がありますから、それが揺れた場合に、その影響があるということで、コンクリート壁に切り込みを入れて、一番最初に、それが崩れて耐震化度をもたせるという仕組みのものをいたします。それが、1箇所でございます。後は、久崎小学校に、ランチルームを、この度、設置しようということで、ランチルームを設置いたします。後は、給食の厨房室の改修。それから、トプライトの所が雨漏りする所がありますので、久崎小学校の雨漏りの修理も行います。後は、床の傷んでいる所の各教室の床の改修ということになっております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。  
井上議員だったかいな。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） あっ、すいません。笹田議員。

8番（笹田鈴香君） お尋ねします。先ほどと、それから後の三河にも関連するんですが、指名競争入札ということになっておりますが、業者は、6社ということですが、全部同じ業者か、それとも違う業者が入っているのかどうか、そのへんをお尋ねします。

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 6業者は、全て町内業者で、同じ業者でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） なぜ、そうなるのかは、よくは分からないんですが、他に、違う業者を入れるというようなことは、考えられなかったのかどうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この内容がですね、町内の業者の方の、これまでの経験と技術で、この施工ができるということで、そのできる業者、町内業者、全て選定をすれば6社ということ。まあ、議会からもですね、町内業者の育成ということも、よく、逆に指摘されます。できるだけ町内業者で、技術的にも、しっかりと対応できるのであればですね、町内業者の方で入札を行って、適正な入札を行っていきたい。そういうふうに考えての入札でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず、ここで入札率は別に言いますけど、確か、落札率ですね、その問題で、先ほどの幕山小にしても、今回のいう、久崎小の落札率にしても、ちょっと予定価格と落札率の計算の仕方が、ちょっとおかしいんじゃないかと思しますので、それは是非、検討してください。

何か、計算してみたら、例えば、幕山だったら、98 パーセント、98.97 なのに、97 パーセント入れたりね、しているし、今回の久崎小のやつも、96 パーセントなのに、94 パーセントというように出ているので、ちょっと、そのあたり、今じゃなくて結構ですから、きちっと精査して見といてください。

伺いたいのは、1つは、町内業者育成するのは、大いに賛成ですし、必要なことであります。当然、それは、是非、その立場でやっていただきたいんですけども、町長に、1点お伺いしたいのは、この久崎小の入札結果も、きちっと計算すれば、96。先ほど 98 パーセントというね、いわゆる高値落札と。それから、久崎小の場合は、一位不動の法則と。1回目も2回目も最安値をいれる業者は決まっていると。というような、ことになっているわけですけど、こういう実態については、どのようにお考えですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その落札率についての計算、これ多分、教育委員会の方、ちょっと工事の方が、経験が少ないので、設計価格による、から見た落札ということで、多分、計算をしているんだと思います。予定価格の場合は、こちらの方で、私の方で、設計価格を見ながら、予定価格いうものを設定をしておりますのでね、そのへんの差は、当然、落札率というのは、予定価格からの落札率ということで出すように、これは、訂正をさせていた

できます。

その予定価格からの落札率というものは、その時の工事の内容、また、その時の経済状況、いろいろと、そのへんは、もう、状況が変化をして参ります。それが、その落札率が、安いからとか高いからというのは、予定価格内であればですね、これは適正であるというふうに、私は、判断しなきゃいけないというふうには、思いますけども、特に、今回の工事はですね、非常に、その、耐震化だけではなくってですね、改修工事、細々とした工事が、非常に手間のかかる工事がたくさんあります。特に、この幕山小学校等につきましては、工事の、大型機械が、裏に全然入れないというようなですね、状況にあります。ですからまあ、そのへん、非常に経費的にですね、安くできる工事と、非常にまあ、いろんな面で、たくさん、そういう細々とした経費のかかる工事等が、いろいろあります。ですからまあ、この工事の内容につきましてはね、私はまあ、適正に町内業者の方も、しっかりと、見積をして入札をしていただいたというふうには、思っております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） そしたら、先ほどの、岡本議員とかの説明あった、耐震化工事と合わせて、雨漏り対策の問題ですね。これは、以前に指摘した中では、手先の改善では、根本的に直さないと駄目だという、町長が答弁した経過があるんですけども、いわゆる平成元年の改築で、張り出し部分、あの接合部における原因で雨漏りという問題が起こっていたということで、根本的な対策というのは、先ほど、トプライトの防水言われたけど、基本的な考え方、どのようにすれば、根本的ということになったのか、その概要だけでも、説明願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 根本的な原因というのは、かなり、平成元年ですので、もう 20 年余り経過しております。そうした中で、かなり、前に突き出した所に、増築した所の間に、こうトプライトの屋根になっているわけですが、どうも、そこから、いろいろその後、いろいろなごみとか、ほこりとか、直ぐ裏、山がありますので、いろんな落ち葉だとか、詰まったり、いろいろな原因があるろうかと思いますが、とりあえず、20 年経過しているという中で、既に、学校から、いろいろとこうお聞きしておりますので、この機会にきちっと、雨漏りの防止をしたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他にありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 59 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第 59 号、工事請負契約の締結について、久崎小学校校舎耐震化補強工事は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 23 . 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（三河小学校校舎大規模改造工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 23、議案第 60 号、工事請負契約の締結について、三河小学校校舎大規模改造工事を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 60 号、三河小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結についてのご説明をさせていただきます。

三河小学校校舎は、昭和 58 年に建設をされましたが、トイレ、教室、電気設備、屋根などが老朽化が進んでいるため、今回、改修工事を行うものでございます。

入札は、平成 22 年 5 月 20 日、町内業者 6 社による指名競争入札に付しました。

結果、7,192 万 5,000 円、消費税込みで、佐用町上三河 175 番地、株式会社春名建設、代表取締役、春名博喜氏に落札決定いたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いをいたしまして、説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
なお、本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 6 社でございますけれど、落札率と、それから大まかな施工内訳お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 落札率でございますが、設計額から言いましたら、93 パーセントでございます。予定価格からだったら、95 パーセントということになります。

工事の内容でございますが、トイレの改修、それから各教室の床の改修、それから電気

設備工事が入っております。それから、屋根の工事、カバー工法というのを採用します。それから、内外の壁の塗装、全面塗装いたします。主な工事は、以上のようなことになっております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） この工事期間は、いつ頃になっておりますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 先ほどの、実は、古い校舎の方の工事が、まだ残っております。それと、合わしまして、新しい校舎、58年の建設でございますが、工期が、この入札出しておりますが、概ね、夏休みを中心に行いたいと思います。ただ、工事が、7,000万という大きい工事でございますので、若干、前後、学校に迷惑をかけることとなります。概ね、8月を中心に行いたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） 職員室の位置等は、先ほどの話の中では入ってなかったんじゃないかなと思うんですが、職員室の位置は、変えられるんですか。どないですか。

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 現段階では、各教室を主にこう、やりますので、職員室は、現段階では、位置を変える予定はございません。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） その職員室の、ほんそばにですね、プールがあるわけなんですけど、プールというのは、一番危険な体育ではないかなというふうに思うわけで、まあ、運動場の中で、体育していても、手を折ったり、足を折ったりというようなことで、亡くなるというようなことまでは、ないだろうなというふうに思いますが、プールはそうではない。けれども、あそこのプールについては、更衣室で隠れてしまっている。そのために、職員室

を、位置を変えるという考え方をしないと、とても、これは、具合が悪いのではないかなというふうに思うんですけども、その点は、どないでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 今、学校のプールは、いろんな所にあります、必ずしも、職員室と接している、直に見える所ばかりではございません。ただ、あそこの場合は、特に、直ぐ側にありながら、死角になっているという部分があります。まあ、そうした分につきましても、担当の教諭、それから、プールに、その安全を図る、安全といいますか、ちゃんと監視をきちっとするような指導を、教育委員会の方で、やっていかなければいけないと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 60 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって議案第 60 号、工事請負契約の締結について、三河小学校校舎大規模改造工事は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 24 . 議案第 61 号 物品購入契約の締結について（情報機器の売買及びアプリケーションプログラム使用許諾）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 24、議案第 61 号、物品購入契約の締結について、情報機器の売買及びアプリケーションプログラム使用許諾を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、物品購入契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この物品は、合併に伴い導入をしました電算システムのサーバー等の機器について、5年以上が経過をし、修理部品の製造中止等により機器保守が終了となることから、サーバー等の機器更新により新規に購入するものでございます。

購入につきましては、現行システムのデータ移行の観点から、大阪市北区中之島3丁目3番地23号、株式会社日立情報システムズ執行役常務関西支社長、佐藤哲平氏と、契約金額1億106万2,500円、消費税込みで、随意契約を締結をいたしたいと思っております。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いし、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、随意契約ということで、見積については、何社から取られたのかということ。

1社だけであれば、そこで問題になるのが、この更新において、1億円からというのは大きな金額なんですけども、この妥当性を判断するには、どうしたら妥当性と判断できるのか。つまり、1社見積であればね、当然、その業者のいいなりという価格にはならないのかどうかね。そのあたりの内容について、明らかにしていただきたいのと。

それから、合併時に電算システムが、この日立情報システムズにしたということでね、今度の更新も日立情報システムズという経過であるみたいですけども、これは、いつまでも電算システムは日立情報システムズだったら、更新から、何から、1社見積で、日立情報システムズの言い値というようなことになっているんかどうか。だから、妥当性は、どう判断したらいいのかということ。将来的問題にわたってね、そのあたりどう考えているのか、伺っておきたいんですが。

議長（矢内作夫君） はい、誰が答えますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、この随意契約の、その見積の件ですけども、正式な見積としては、日立からの、1社からの見積によって、契約を締結しております。

ただ、参考見積として、扶桑の見積も徴集しております。

で、この契約の、その金額の妥当性という点でありますけども、この日立の見積を徴集した中身、内容等を、先ほど、申しました扶桑等の見積とも比較検討して、1つ1つ担当課と、それから財政係の者も中に入り、日立と交渉をさせていただきました。

で、その中で、今回、この物品については、今まで、合併時については、リースで導入し、5年間という中でリース契約をさせていただきました。で、今回につきましては、機械について買取ということで、そういった面の金額の交渉。このリースと買取では、金額的には、3,000万程の違いがあるということ。

それから、内容におきましても、日立の製品で、このコンピュータというのは、その八

ードというんですか、機械と、それから中のソフト、これが対のものです。そのソフトにつきましても、完全に、今までの物を、そっくり中身を入れ替えるというのではなくって、バージョンを上げるという中で、今後のその、法改正とか、そういうものにも、きちりに対応できる、コンピュータのソフトを構築するという中で、これを、もし、他の業者の製品ということになると、ひとつその、データ処理、今までは、日立の製品で、データを処理してきていると。それが、他の商品になると、そのデータ処理の不具合と言うんですか、それらの、その危険、確率が非常に低くなります。そういった面の担保として、経費とか、業者側の方から言えば、経費とか、そういうものに跳ね返ってきます。

それと、電算担当の労力と言うんですか、担当者の労力、これも非常に大きく変わります。

まあ、そういったことを総合的に、判断させていただいて、その契約額については、結果的には、1社の見積で判断をさせていただきましたけれども、その1社の見積につきましても、当初、その見積を提出した中で、中身を精査させていただいて、不要な部分とか、そういうものを削除させていただいて、実際の契約については、減額した形で、契約をするということで進めております。

で、今後のことですけれども、先ほど言いましたように、そのコンピュータというの、特異性があります。そういう特異性の中で、今後、今回は、買取ということで、契約を結んでおりますけれども、コンピュータの世界というのは、もう日進月歩ということで、通常5年間で、そういった機器の部品等についても生産すると。で、そういう、非常こう、変動の激しい機器ですけども、今後の、例えば、5年後、6年後につきましても、やはり今回のような問題は、生じるとは認識しております。

ただ、この、コンピュータ処理というのは、役場の業務の中で、非常に大きなウエイトを占めてます。これが、例えば、コンピュータが故障とか、そういうものにすると、日々の業務に凄く大きな影響があります。そういう中で、並行して、既設の物と、新たに導入する物、そういう物を並行して処理をしていく期間というものを上手に、運用していかないと、駄目だという部分があります。そういうことも勘案して、今後も、将来的にも、同じような検討を加えて導入していくということになると思います。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、ちょっと妥当性を議会で判断するということになれば、中々、難しいというふうに、今、説明聞いていて思ったんですけども、まあ、ちなみに、最初の見積り額から減額したということですけど、検討して、協議してね、どの程度の減額が、その交渉の中でなされたのかという点、1点目。

それ、2点目に、この更新による効果というのは、バージョンアップということで、今、説明あったのは、法改正等にスムーズに対応ができるという説明があったわけですけども、それ以外にね、この費用対効果、事業仕分けじゃないけども、この更新によってコスト削減等ですね、それから、対住民的な面においても、サービスにおいても、アップするような、そういった効果は、今回の更新で出るのかどうか、そのあたりについては、どういう見解なのか、この2点、お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 最初の見積と、今回、契約時の見積ですけども、約 1,800 万を減額しております。

それと、効果についてですけども、この日立の製品で、まあ、日立のソフト、ソフトの部分が、e-ADWORLD と言うんですか、その 1 というバージョンなんですけれども、それが、もう日立は 2。今後、発売するのは 2 ということで、このソフトにつきましては、国、県、そういった所の、その、いろんなシステムとつながっております。で、日立自身も、今後、各自治体等に、販売するのは、この e-ADWORLD 2 ということになってきます。そういうことを考えた場合、その効果という部分もありますけれども、将来的なことを考えると、この時期に、機械の購入の時期に、バージョンも上げておくということについては、先の将来のコストのことを考えると、妥当性があるのではないかなと思います。

ただ、住民のサービスの面につきましては、今までのその、このコンピュータで処理している内容、そのものについて、今までのサービスを低下させないという基本的な部分と、速やかに、いろんな、その法改正等の対応、そういうものについても、遅滞なく、このバージョンで処理していけるという部分では、住民に対する効果というものは、評価できるのではないかなと思います。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 今、私が、聞こうとしたことを、鍋島さんが、きいてくれはって、随契の根拠とか、見積金額も分かったんですけど、これリースから、今度、購入したということで、中身的には、変わらんのんかも分かんですけど、1 億円から金入れててすね、いわゆる職員の人的にですな、何ほかでも、いわゆる人夫を減らすことができるとか、そういうふうなことについては、どんな、試算か何かやりましたか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その議論は、このコンピュータを更新する云々という前に、コンピュータそのものを導入するという中で、どれだけ職員の事務量の軽減。あるいは、それを基にして、職員の減。そういうことができるかということの議論だと思います。

当然、コンピュータの仕事量というのは、想像を絶する部分があります。そういう部分で、今後、転換時等の中で、人員計画を立てる中でも、やっぱりコンピュータの仕事量いうものは、念頭において、計画的に進めていくと、そういう議論だと思いますので、このコンピュータを導入する云々の中で、どれだけ人が減らせるかという議論はしておりません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に質疑はありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 61 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって議案第 61 号、物品購入契約の締結  
について、情報機器の売買及びアプリケーションプログラム使用許諾は、原案のとおり可  
決されました。

---

日程第 25 . 議案第 62 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について

日程第 26 . 議案第 63 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 25 及び日程第 26 を一括議題といたします。これにご  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。  
議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて。  
議案第 63 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを  
一括議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号及び議案第  
63 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する  
条例についてご説明をいたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に合わ  
せ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が 6 月 30 日から施行されます。こ  
れに伴い職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の改正を行うものでございま  
す。

主な内容は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅  
出勤務及び時間外勤務の制限を請求できることとする改正。3 歳に満たない子のある職員  
が、当該子を養育するために請求した場合には当該職員の業務を処理するための措置を講  
ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこと等を規定す

るものであります。

続きまして、議案第 63 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案第 62 号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と同様に、6 月 30 日から施行される育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行い、育児休業等の取得に適切な措置を講じるものであります。

主な内容につきましては、育児休業、育児短時間勤務、部分休業について、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正、子の出生の日から一定期間内、57 日間以内に、最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができることとする改正などがございます。

以上、議案第 62 号と議案第 63 号を一括してご説明をいたしました。ご承認を賜りますようお願いをいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 62 号及び 63 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

まず議案第 62 号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 子育てについて、非常に、少子高齢化の中ですね、こういうふう  
に、子育てに有利ないうんか、条件的にいいことだとは思いますが、これをするこ  
とによって、役場ですね、職員の方の、いわゆるどう言うんですか、休んだりすること  
によって、その支障。業務の。そして、例えば、臨時の人を雇わんとあかんとか、そこら  
へんに、いわゆる今の職員の方が、更に居残って残業せんとあかんとか、そういうふうな  
ことでの試算とか試算については、何かシュミレーション的にも、何ぼか考えられたん  
でしょうか。そこらへんについて。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 育児休業とか、時間外、深夜勤務の制限とか、いろんな内容があり  
ますがけれども、基本的には、例えば、時間外とか深夜勤務の制限とか、そういう分につ  
いては、大前提があります。業務に、支障がないという中での判断という部分があります  
ので、そういう所の基準の基に、国家公務員についても、法律的に改正されてますので、  
それによって、職員を補充するとか、そういう視点は、今のところ考えていません。

ただ、育児休業につきましては、育児休業そのものにつきましては、例えば、保育園と  
か、そういう職場においては、職員が減になりますので、これについては、従来どおりの  
考え方で、臨時職等で対応するという事です。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 62 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

続いて議案第 63 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 63 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 63 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 27 . 議案第 64 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 27、議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地方公務員の給与は、地方公務員法第 25 条第 2 項の規定により、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならないこととされております。

今般、総務省の調査があり、全国の都道府県、市町村のうち 698 団体で条例の根拠なく職員に直接給与を支給する以前に、その一部を控除していることが明らかとなり、早急な是正が求められております。本町においても、条例に規定なしに、職員からの申出により、財形貯蓄、生命保険料等、直接給与から控除していることが明らかとなりましたので、今回給与条例の一部改正を提案し、控除できる項目を規定しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 64 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 財形貯蓄とか互助会等は、まあ、ちょっと理解できるんですけど、組合費のんについては、今まではしてなかったんですか。今度、新たにいうこと。これ。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 新たにではなく、今現在、チェックオフということで、している部分について、法的に条例で整備して根拠を持つということ、改正をさせていただいてます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。  
他に、ありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
ただ今、議題となっています議案第 64 号は、会議規則第 37 条の規定により総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。よって議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 28 . 議案第 65 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 28、議案第 65 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 65 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。  
佐用町福祉医療費助成条例の一部改正については、地方税法の一部改正により、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、準拠する本条例第 4 条第 2 号及び第 3 号、所得による支給制限において改正する必要が生じたためでございます。

概要につきましては、町民税所得割税額について、個人住民税における住宅ローン控除の創設に伴い、所得税の住宅ローン控除の適用者で、平成 21 年度から平成 25 年度までの入居対象者においても所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができ、控除限度額 5 万 8,500 円まで所得割の額から控除するものであります。

趣旨をご理解いただき、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 65 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 65 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 65 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 29 . 議案第 66 号 佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 29、議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例についてご説明をいたします。

学校給食センターは、本年 3 月に完成をいたしました。今後、夏休みの間に旧施設から冷蔵庫や乾燥庫等の設備機器を移設して、2 学期から稼働をいたす予定であります。

本条例は、佐用、南光、三日月の給食センターと上月小学校、久崎小学校の給食施設を集約するため、佐用町学校給食施設条例を全部改正するものでございます。改正条例は、給食センターの設置、位置、職員、運営委員会を規定し、平成 22 年 8 月 1 日から施行するものでございます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 66 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） この条例制定では、もう給食センターを集約化すると、まあ町長の説明ですけれども、旧の給食センターの、との関係で、集約した場合、食中毒なんか起こった場合の、その対応については、どういうふうを考えておられますか。分散化した方がいいのではないかということなんですけど。

議長（矢内作夫君） 教育課長、答弁しますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

教育課長（福井 泉君） 食中毒が起きた場合の対応をどうするかということなんですけど、当然、従来どおり、今と同じでございまして、この度、給食センターには、センター長、それから事務職、それから、栄養教諭も詰めてございまして、まあ、今までと同じように、給食によりまして、そういう被害が起きないように、努めるんですけども、ちょっと内容の意味が、もう少し分からないんですけども、もう少し説明お願いしたいんですけども。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 今、牛の関係でもね、口蹄疫とかして、その、新しくセンター作る場合でも、その当初の説明でも、最新の設備で、衛生上にも、それは、いいんだと。今のやつよりはね、いいんだということで、設備のことは、そういうふうに、方針としてはされるんですけども、その、もし起こった場合、今、全国的に問題になっている口蹄疫なんかでも、それぞれの牛舎なんかでは、対応、それこそ、厚労省としても、そういう対応は、ずっとしておったんですね。しておったけども、そういう事故が起こったという場合、その分散化した方がいいじゃないかと。その、旧ある、旧の給食センターについては、その廃止するんじゃないかってね、旧としても置いておった方が、その分散化、危険の分散は、されるんじゃないかと、こういうことなんですけども。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 学校給食におきましては、これ建設に当たるときに、文科省が、一

応進める衛生管理基準に則した施設で、万全を期してやっていきます。もし、万が一の給食の中で、中毒が発生した場合には、速やかな対応を、町、それから保健所等との連絡を取りながら、対応すべきでございます。今の段階で、食中毒が出ないようにこう、努めておりますので、現段階では、発生した場合には、その時にすみやかな対応しなければいけない。規則に則った対応すべきだろうと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） 他にありませんか。ないようですので、

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 山本議員。山本君。

10番（山本幹雄君） 敏森さんが怒っとうな。それは冗談やけども。

2条で、この管理は、教育長がするんやね。それで、8条で給食会計に関するというこというのが出てくるんです。これが、給食のまあ、委員会が運営する中であると思うんやけど、よくある、その、滞納問題あるね。給食費の滞納。で、こういう問題は、どこが対処するんですか。

議長（矢内作夫君） 教育課長、答えますか。

教育課長（福井 泉君） はい。

議長（矢内作夫君） はい。

教育課長（福井 泉君） 現状でございますが、今、滞納は1件ございます。残っております。そのしわ寄せが、現段階では、その給食施設の保護者が、やっぱり被っているという状況でございます。その滞納の処理につきましては、校長、それから、PTA会長の連名の中で、督促をいたしておるのが現状でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） また、どうしても聞きたいようだったら、委員会の方に、できたら提案してもらえたらありがたいと思うんですけども。  
もう1回やる。

10番（山本幹雄君） 委員会、

議長（矢内作夫君） 委員会の委員にね、委員会の委員に聞きたいことを聞いていただいたらいいと思う。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 結局、大きい、今まであったやつを、大きな1箇所、だいたい集

約すると。三日月もあれば、上月もあるし、南光もあるし、いろいろな中で、じゃあ、それを、PTAというのは、各校におけるわけですよ。会長は。ほな、各校の会長が責任持つという形をとっとんか、今、かなり、ここは1件やけど、東の方行けば、かなり、そういう件数があるという話があって、で、僕も、はっきり言いまして、ある、あるじゃのうて、小学校のPTA会長しよう時に、滞納者の家、2件ほど、会長さん、ちょっと来て言うて、で、電話の前へ座ってくださいと。何かいなと思うたら、滞納者が2件あるで、電話してください言われて、ええっ、言うて絶句しながら2件しました。これは、明らかに、この、給食センター、給食に関する運営は、町がするんじゃない。施設運営管理は、町がするけども、そういう給食、そのものの運営管理は、行政がするんじゃないくして、PTAとすることの中で、僕は、理解しておったから、PTAとして電話したと。これが当たり前だと思う。

というのは、学校によって、町によって、給食ないともありますからね。だから、これは、国とか町の法律的なものでせなあかんわけではないわけであって、各町の意思の中でやったらええんであって、ただ、施設管理運営は、行政がやるべきだろうと。けど、そのものの、給食そのものの運営ということになると、これは誰がするんかということによって、しっかりおさえておかないと、全部、それが行政が被ってしまう。町民の多くの方は、これが行政がやったらえんや。行政が払うたらええんや。そういうことの中で、よくテレビなんかでやっておるけど、ベントに乗って来てでも、給食は払えへんようなんおると。これは、お前、行政が払うもんやというのがあるんやから、だから、そこらへんだけは、しっかり協議してもらって、結論をもらいたいなと思うんですけども、ちょっと、そこらへんの答弁、もういっぺんだけお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 給食費については、基本的には、親がきっちりと責任を持って納入していただく。これが、もう基本であります。で、滞納についても、ここ3、4件ありましたけれども、この3月末に、2件ですかね。納入していただきました。金額は、相当残っております。今、課長が言いましたように、後1件と。これについても、教育委員会と、学校、PTA、該当のですね、協議をしながら、支払っていただくように、随時、文書であったり、足を運んだりしているところです。今後におきましても、やはり基本は、親が、きっちりと給食費は払っていただくと。これで、いかないと、給食運営はできません。非常に残念なことですけども。

しかしながら、子どもが健康で、生き生きと、やっぱり学校生活や普段の生活をしていくためには、最善を尽くして給食運営を図っていきたいと考えておりますので、協力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔山本君「いや、誰が管理するかっていう話」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔山本君「いや、まあ」と呼ぶ〕

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 基本は、各学校になると思いますけれども、給食センターが統合しますので、教育委員会としても、引き続いて協議をして、知恵を絞っていきたい。そのように考えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 今の関連なんですけれど、各、他の市町村によっては、子ども手当から差っ引くというようなこともありましたし、まあ、そういつて、親が当然払わんとあかんということであれば、当然、払わないのであれば、そういうことも考慮に入れてですね、今後、考えていく必要があるかと思ひます。これ1件。

それと、私、総務委員会のメンバーじゃないんですけれど、これ、ちょっと基本に帰りますけれど、1日、生徒、先生含めて、何食、給食作られて、その月のですね、維持管理費がいくらいるんかというようなことと。

それと、ここに書いてありますように、所長、施設長、事務職、学校栄養職、運転手、調理員、これら、それぞれの人員について、何人かということもできたら教えていただきたい思ひます。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 子ども手当から、給食費の滞納分は、取ってしまうということがありますが、今、現段階では、そこまでのことは、考えておりません。当事者の、いろいろと、了解、そうしたものも必要かと思ひますが、今、事務局の方では、今度、教育委員会が、直接管轄するということになりますので、当然、教育委員会の方で、督促をしていくような方法も取らなければいけないと思ひております。

それから、もう1件が、維持管理費が、今年度の予算計上をしておりますが、具体的には、5つの施設がありまして、それをこう、集約することになりますので、それと、オール電化ということで、ガス代とか、いろんな支払方法が若干変わってきますが、その人数は、人数と言ひますが、経費は、従来よりは軽減されるという、今年の予算、アバウトでしか、実際に1回も稼働しておりませんので、まだ、具体的な金額は分かりませんが、概ね、予想された金額を、本年度計上させていただきます。

それから、人数につきましては、給食調理につきましては、34名ほど、正職、それから臨時職を含めましてありますが、それが、概ね20名前後になる予定でございます。概ね1人が100食ぐらいみたらいいんじゃないかということで、年休とか、それから有給休暇の権利、そうしたことから、概ね、19名ほどの調理員にしたいと思ひております。

事務所の方にしましては、給食センターのセンター長。それから、こうした給食会計の発注かけたりとか、給食の会計を担う事務員1人。それから、栄養教諭が、現段階では、4名ありますが、それが1つになりましたら、一応、1,500名に1人という、栄養教諭の配置はなっておりますので、今、実際に、児童生徒数は、本年度もう1,500人切っております。

ます。状況で、非常に厳しい状況ですけれども、今、教育委員会の方では、県の方に要請して、複数の栄養教諭を配置していただきたいということで、依頼しているところがございます。栄養教諭は、最低の場合は1名。できれば2人ぐらいが配置していただければと思います。はい。

運転員が、正職が3名おります。

それから、臨時、時間給でございますが、運転員専任の運転員を、今のところ臨時ですが、2名予定しております。

〔岡本義君「調理員」と呼ぶ〕

教育課長（福井 泉君） 調理員は、19名。

〔岡本義君「何食ですか」と呼ぶ〕

教育課長（福井 泉君） 概ね、1,700余りと。

〔岡本義君「先生と合わせてですね」と呼ぶ〕

教育課長（福井 泉君） はい。児童生徒が1,500に、三土中学校が入りますので、それに膨らんで、教員が200名ほどおります。

議長（矢内作夫君） まだ、他にありますか。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） まあ、ほなら、それは受けるんですが、ちょっと、昼が過ぎておりますので、この案件だけ済んでから、休憩に入りたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 先ほどの、施行規則の案の方で、ちょっと言わせていただきたいと思うんですが、職員の中に、(3)で、学校栄養職員というふうに挙がっております。先ほど、聞きますと栄養教諭が2名ぐらいになるのではないかなというふうに聞いたわけなんですけれども、そういうことになりますと、その配置校は、どこになるのかということが、まず1点。

それから、栄養教諭の方が、位が上であるというふうに、僕は思っておりますが、そういう重要とされる献立は、栄養教諭はしないのかなど。というのは、ここの下の第5条の中に、(3)に挙がっておりますように、学校栄養職員は、献立表の作成、その他、栄養に関する業務に従事し、調理の指導にあたるというふうになっておりますので、栄養教諭は、何もしないのかなというふうに思うんですけれども、そこらへんの点を、ひとつお聞きしたいなと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 栄養教諭は、今、4人、1名が、栄養職員です。昨年度までは、4人の栄養教諭がおりましたけれども、1名が、臨時で栄養職員と。

今、敏森議員おっしゃいましたが、第5条の（3）、学校栄養職員と書いてありますが、これは、栄養教諭も含むというようにご理解いただけたらと思います。以上です。

〔教育課長「配置校」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） あっ、配置校については、今のところ4名いただいて、後、できれば、4名、このまま、半年でも1年でも置いて欲しいということ、昨年、ずっと県教委の方には、申しまして、何とか、4名、今現在、配置していただいているところですが、栄養教諭につきましては、学校、本務校、これの辞令が出ます。例えば、佐用小学校であれば、佐用小学校。それから、栄養職員の場合は、本務校も出ますけれども、兼ねてセンター勤務を命ずると、こういう辞令になります。ですから、今までみたいに、本務校に、まず勤務が主体であるというような認識では、これから、それとは逆にですね、センター勤務が中心になると、そのように捉えていただけたらと思います。

で、近隣の市町におきましても、今、現在、本務校が、配置校が決まっておりますけれども、ほとんどが、センターに、直接勤務しているというのが、実態であります。

まあ、長年、学校の一職員として、また、給食センター等々の職員として、勤務先が、2つがあったと思うんですけれども、これを、それぞれの栄養教諭も、それから、学校栄養職員も、また、学校の校長、その他の職員についてもですね、考え方を考えていただくと、そういう方向で、今、進めているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、これは、町の施行規則でございますんで、これは、学校栄養職員であれば、行政職ではないかなというふうには思っておったんですけれども、今、配置されている栄養教諭が、ここの中に当てはまるという状況になってきますと、この中に、何か、町の条例の中に県職が入って来るといような状況になっておりますけれども、このへんは、どないですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） どちらも、県費負担の教職員の中に含まれます。まあ、免許の関係で、栄養教諭。それから一方、学校栄養職員と。学校栄養士と言いますかね、そういうことですので、問題はないと理解しております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） この（5）に調理員となっておりますけれども、調理員だったら、これは、免許も何もなしに、できるんかどうかな。調理師の免許がいるんじゃないかなと思うんですけれども、その点は、どないですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 調理師は、正職なり全員、こう持っておりますし、ほとんどの職員が調理員ですが、調理師の資格は持っています。

別に、それでも、今までもそうですが調理師の資格持っていない職員もおります。はい。必ず、職員の場合は、資格を取らせておりますので、まず大丈夫なんと。後、臨時、パートで雇用した場合は、補助的な、指導の中で、調理していただくということで、必ずしも資格を持っている者がいるとは限っておりません。持っていない人もおります。全員持っていなければいけないという基準はございません。

議長（矢内作夫君） はい、他、ありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 66 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。昼食等のため、午後 1 時 30 分まで休憩をしたいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午後 0 0 時 1 7 分 休憩

午後 0 1 時 2 9 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 30 . 議案第 67 号 佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第 30、議案第 67 号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 67 号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、これまで上月文化会館の 2 階の研修室を、子育て学習センター、ママプラザが常時使用をしておりましたが、昨年の水害により、1 階部分の復旧工事を行う中で、一階の図書室の絵本の部屋として使用していた部屋を、小さな子どもさんや、お母さんの利便性を考え、ママプラザの部屋として使用するよう見直しを図りました。これにより 2 階を、研修室 2 として、別表のとおり使用料を設定し、使用するものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の理由の説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 67 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） これ、図書室は、どうなるん。今まであったとこ。

〔上月支所長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上月支所長。

上月支所長（木村佳都男君） 水害前、その図書室につきましては、部屋が 2 つございました。従来からの大人向けの図書と、それから、子どもの絵本の図書ということで、2 箇所に分けて、部屋の方を利用しておりました。その 1 箇所、絵本の部屋の方を、今回、ママプラザの部屋として利用するように、計画をしております。

〔山本君「いや、違うがな。違うがな。ほな、その絵本の方の」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） はい、ごめんな。はい。

絵本の方の図書室が、今度ないなるわけやな。研修の部屋に使うと。それは、それでええけど、ほな、絵本の方は、図書室は、どうするんやって。なくなったまなんかっていうこと。

議長（矢内作夫君） はい、上月支所長。

上月支所長（木村佳都男君） 昨年の、その水害で、図書の方も若干、冊数の方が減ってきております。従来からの図書室の方に、絵本等も集約して、そこで見ていただくように設定をしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 子どもの絵本と、大人が読むとことというのは、まあ一緒にええんかも分からんけども、子どもの方が、ちょっと騒ぐ部分があったりしながら、騒ぐということはないけど、ちょっと小さい子どもなんか、結構行っているのは、うちの子どもらも、小っこい時よう行きよったけど、一緒に問題は、生じいひんわけ。

〔上月支所長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上月支所長。

上月支所長（木村佳都男君） その図書室の方に、じゅうたん等をひいて、そのコーナーも作っております。その騒がしい面につきましては、若干、そういうこともあるかと思えますけれども、図書の冊数等も減ってきておりますので、1室に集約をさせていただきました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています議案第 67 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって議案第 67 号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 31 . 議案第 68 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 31、議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

天文台公園の宿泊施設及び貸出施設のうち、県条例で利用料金が設定されております家

族用宿泊棟利用料金及び観測小屋利用料金につきまして、季節により利用率に大きな差があるため、季節料金を導入することで、年間を通じた利用の促進、利用料金の適正化を図るといふ県の方針に基づき、平成 18 年佐用町条例第 22 号の一部を改正し、繁忙期の休日前、閑散期の平日の利用料金を、新たに加えるものでございます。

ご承認賜われますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 68 号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 68 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 32 . 議案第 69 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 32、議案第 69 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、これまでに実用化されている固体高分子型、リン酸型及び溶融炭酸塩型の燃料電池に加えて、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化が進んできたことを踏まえ、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池を位置づけることにより、当該発電設備等の位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、これに合わせて、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布に伴う、所要の規定の整備を行うものであります。

第 8 条の 3 では、燃料電池発電設備の定義に、固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものを新たに加えたこと。また、主として一般家庭での使用が見込まれる出力 10 キロワット未満のもののうち、既定の安全装置を設けたものについては、例外規定を準用することにしたものでございます。

第 29 条の 5 は、改正省令の引用条項を変更したものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 69 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
ただ今、議題となっています議案第 69 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって議案第 69 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 33 . 議案第 70 号 町営土地改良事業の実施について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 33、議案第 70 号、町営土地改良事業の実施についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 70 号、佐用町営土地改良事業の実施について、提案説明を申し上げます。

本件は、平成 22 年度から 24 年度の 3 年計画でもって佐用町桑野地区の農業生産基盤を、平成 21 年 8 月の豪雨災害で被災を受けた農地を中心に、庵川の河川改修計画と整合させ、地域農業の再編成をすることにより、農業の効率化を図り、経営の安定を目指すため整備しようとするものであります。

事業名は、基盤整備促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で、計画概要は区域面積 7.3 ヘクタール、道路工 1,139 メートル、用水路工 1,728 メートル、排水路工 573 メートル、獣害防護柵 836 メートルを創設するものでございます。事業費は、概算 1 億 1,400 万円で、国県補助は 80 パーセントとなっております。

土地改良法第 96 条の 2 第 2 項に市町村は、土地改良事業を行おうとする場合において、県知事の認可を受ける前に、議会の議決を必要といたしておりますので、ご審議を賜りご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
なお、この件につきましては、開会前に、少しお話をお聞きしたんですが、一応、即決

ということで決めさせていただいております。これにつきまして、今から、審議をいた  
いて、それで、必要に応じて、また休憩を取りたいというふうに思っておりますので、よ  
ろしくお願いします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本議員、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、即決いうて議運で決めたんやけど、全体では、決めたかどう  
か、よう分からんけども、どういうことなんか、よう分からん。即決って決めた言うんや  
な。

んで、これ今、ちょっと、聞きますけども、負担率、従来の負担率と今回の負担率、個  
人のね、違いというのが、もしあるんだったら教えていただきたいと思います。

それと、これは、ちょっと話よう分からんところ、今の話だけでは分からんのんですけ  
ども、まあ、災害復旧工事というのを、今まで従来、災害については、いろんな所で壊れた  
時には、復旧工事がという部分で言われて来たと思うんですけれども、これは、復旧工事  
なのか、どうなのかという点。まあまあ、その2点を、ちょっとお願いしたいと思いま  
す。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず最初のお尋ねのですね、負担率でありますけれども、今回  
の、この事業はですね、国の補助が50パーセント、県の補助が30パーセントで、80パ  
ーセントです。市町負担は、残りの20パーセントの内、13パーセントがですね、ガイド  
ラインで決めておられまして、13パーセント。受益者負担、地元負担は、7パーセントの  
事業です。まあ、これは、昨年12月の議会の時にですね、この概要の委託料を災害復  
旧費の中で、計上させていただいた時にも、ちょっとご説明をさせていただきました。

それと、通常、従来ですね、団体営のほ場整備事業についてはですね、国の補助が入  
る場合は、国の補助が50パーセント、県は、その事業によって随伴が違いましてですね、  
5パーセントから、約6パーセントぐらい。残りの44パーセントはですね、市町負担と  
なっております。その中で、受益者負担がですね、いろいろ事業名によってですね、担  
い手育成とかですね、いろいろなものがありました。だから、最大30パーセントか  
らですね、22.5パーセントが受益者負担という形でですね、事業を行って参っております。

それと、事業ですけれども、通常、災害復旧についてはですね、単災の復旧は、現況の  
復旧を目指すわけですけれども、今回、ここの桑野についてはですね、50何キロの、55  
キロですか、の中の河川復旧の中の庵川が、河川が被災をしておりますので、河川改修工  
事もあります。その河川の隣接しておる農地もですね、庵川も、もう相当荒れております。  
そういう中で、農地をですね、従前地のようにですね、復旧することがですね、著しく整  
合がとわれないということがございまして、その隣接している農地についてはですね、地元  
の地権者の、その事業意欲があればですね、こういう事業でですね、そして、未整備のと  
ころをですね、整備をして、そういう事業の整合をもってですね、整備をして農業基盤を向  
上させるという目的の事業がありましたので、そういう形で、地元の説明をさせていただ  
いて、ご理解をいただいて、今、進めているところであります。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、これ、今度、ほ場整備するところは、ほとんど全部アウトやということなんですか。それとも、別に傷んでない所もあるということなのか。

まあ、さっき言うたように、7パーセント負担で、従来だったら、従来だったら、30パーセントぐらいになるものを、かなりまあ、安くなるいう中でね、こういうふうなん、ごつつう安くなるはね。だから、それだけ負担が安くなる。まあ、本来だったら、町の、あれが44ぐらいのを、20ぐらいまで、24、5パーセント、町が余分に出さなあかんということになればね、その分だけ、町の負担が増えるわけですから、20何パーセント、1億1,000何百万円もの内の、そんだけの物を出すということであるならば、議会としても、もうちょっと丁寧に協議する必要があるだろうなと思うんですけども、もう一度言いますけども、これを、ほ場整備するところは、全部田んぼはアウトなんですか。どうなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この事業はですね、被災を受けてる農地も含めてですね、被災を受けてない農地も対象になります。

最初、だから、概ねですね、5ヘクタールから7ヘクタールぐらいということで、地域によってはですね、どうしてもほ場整備のできない所もあります。それから、河川に隣接している所で被災を受けている農地も含めてですね、被災を受けてない、被災を受けている農地、被災を受けてない農地も含めてですね、概ね、先ほど言いました、5ヘクタール、7ヘクタールでですね、この事業は乗っていけるという事業でありますので、地元と協議させていただいてですね、高齢化になっている昨今でありますから、そういう整備をすることによってですね、担い手の育成にもつながるということで、地元説明をさせていただいて、ご理解をいただいでですね、事業を進めて欲しいということをお願いしておりますので、今、進めさせていただいております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 議運の時に、僕は、議運の委員ではないんで分かんのですけれども、どうしても早く進めたいんだという、委員会に付託するのではなくして、どうしても早く進めたいと。どうしても早く進めなければならない。議会の閉会まで待てない。この10日ちょっとの間も待てないほど急ぐ何かあったのかを、ちょっとお伺いしたい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この事業はですね、災害復旧をも関連した事業です。災害復旧と言いますのは、1日も早い復旧を目指すのがですね、趣旨であります。そういう中で、昨年12月にですね、委託、災害復旧費の中で、委託料を計上させていただいて、概要書を作成させていただいております。そういう中で、1日も早い復旧とですね、これから即決をお願いしておるわけですが、議会の議決をいただいでですね、それで議決承認をとって、これから知事の認可申請になります。それから、知事の認可申請をしますとですね、次に、町の方で計画概要の公告という、まあ法的、土地改良法に基づいた法手続きを進めなくてはなりません。そういうのですね、日数もかかりますし、県の適否決定なり、また、県の方がですね、公告とかですね、計画を、縦覧を、県の方がですね、40日以上かけてやります。その間に、適否決定を、いろいろとですね、2カ月ぐらい日数が要します。その間、事業を進めていく中で、河川の復旧計画、河川復興室の協議、また、県の土地改良との協議等々、それから、地元との、当然、これから協議をしていく、そういう中でですね、起こってはならんのですけれども、まあ1週間の予定がですね、10日になつたりいう形の、時期的にですね、不測の事態も予測されますので、1日も早い復旧を目指すため。また、河川復興室も、この秋から工事を始めたいというような希望も持っておられますので、そういうものを整合させて、事業を進めていくためにはですね、まあ、私どもとしては、1日も早い議決をいただいでですね、事務手続きを進めて参りたいというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） ちょっと尋ねますけれど、これ分らんのは、地区面積、7.3ヘクタール、整備6.4となっておりますけれど、これ、ちょっと分らんのが、従前、従前地が7.3で、整備されて換地後が6.4と、そういうふうに置き換えてええんかな。これが1つ。

それから、ほ場整備をされたところも災害で、無茶苦茶になったと。ほで、そのほ場整備してない所もあわせて一緒にやるということでございますけれど、ほ場整備しておった所の人については、その、もう、負担金なんかの、そういう処分の精算金は、もう済んでおらんかどうかというのが2つ目。

それから、今、言うたんかどうか、分らんののですけれど、そのほ場整備しておった面積と、してない所の面積がいくらかというんと。

それと、河川がですね、氾濫しましたね。ここも。それで、その河川の幅も、拡幅、その、ここの分については、相当広くされるかどうか、そこらへんについて。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ちょっと、お答えが重複するかも分かりませんが、まず最初ですね、地区面積が7.3ヘクタール、これはほ場整備のですね、区域面積です。それで、整備工が6.4ヘクタールというのは、これはですね、農地となるものが6.4ヘクタール、その差はですね、排水路とか、道路工とか、そういうものになりますので、全体の枠が7.3ヘクタール程度、その中の農地として整備するものですね、6.4ヘクタールという形で

ご理解をいただきたいというふうに思います。

それとですね、ほ場整備のところですけれど、桑野地区は、ほ場整備はしてありません。

〔岡本義君「ああ、まだですか」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） はい。他で、ただ、他の地区ではほ場整備した所で、被災に遭っている所はですね、ほ場整備で、確定測量図が残っておりますので、災害復旧においては、ほ場整備の確定測量した形にですね、面積の形にですね、戻して復旧をしていきたいというふうに思います。

まあ、ここは、未整備の地区でありますので、今回、こういう事業を取り組んでですね、農業生産基盤の整備をさせていただきたいという形になります。

それと、河川復旧に、河川の災害復旧ですね、河川改修ですけれども、先般、河川復興室とですね、建設課もともどもですね、桑野集落に参りまして、河川のですね、復興室からの説明会を開かせていただきました。

基本的にですね、庵地区については、現河川の幅がですね、概ねあるということですね、河道掘削、河床を下げてですね、やるということで、計画の断面があるということですね。まあ、部分的には、用地買収をしていくところもありますけれども、概ね、現道河川でですね、いけるということ聞いております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、ほ場整備をしておったところで、復旧工事やから、ほ場整備したらいいんだけど、今回、聞いてみると、ほ場整備してなかったとこやと。それなら、それで、元々、その地区は、ほ場整備する気持ちがなかった地区だったのかな。ただ、今回、自己負担率が、30パーセントも、ちょっとも下がるような状態の中だからやろうということなのか、というふうにとれてしまう。

それと、今、課長の説明で、復旧工事やで早くせなあかんいうん。これは、よく分かります。しかし、委員会にかけてやれないほど、急いでいるのかなと言えば、私は、今の課長の説明では、委員会にかけて、定例会の最終日まで、わずか10日ちょっとが遅れることが無理と言うほど、急いどうようには、どう見ても思えない。

例えば、いつまでに工期が、こうあって、何より、ここまでにしなきゃならないから、何とか、急にして欲しいというような話であるなら、それは十分理解できるけども、ほ場整備と言えば、まあ、当然、2年や3年かかるだろうと、そういう中で、やっていく事業であるんだから、わずか10日や2週間待てないということというのは、どう考えても理解し難い。まして、先月の28日には、産業建設常任委員会を設け、いろんな事業について、提案してくれと。説明してくれと。説明を委員会で求めております。その時に、なぜ、これをしなかったのか。委員会で、わざわざ求めたんです。資料を出して欲しい。説明して欲しい。どんな事業が、今年計画されてるんだと。きっちり言ってくれと言っているわけですよ。にもかかわらず、今回出てきてない。説明されてない。その時に、きっちり説明されておったら、その時の委員会として、現場を見に行こう、そういう話もできたわけ。ところが、今回、そういうことも、こちらの、議会の方から、委員会の方から、委員長の方から求めながら、そういうこともされてない。どう見ても不自然である。ねっ。ほな、ほ場整備も災害の遭ったとこ、ないとこあって、災害のないとこ、この7.3ヘクタールの

内で、実際、何ぼが災害があったとか。で、残り、何ぼが災害がなかったとかなのか、そういった説明もないし。今まで、ほ場整備してなかったところが、ほ場整備することによって、営農意欲が、本当に上がる。

今、例えば、ほ場整備しなかったら、営農が、このまま続けるんが、何パーセントで、ほ場整備することによって、営農意欲が何パーセント上がる。そういう説明でももらえるんなら、お金もかけても、私は、いいと思う。ねっ。この前の 28 日に、なぜ説明しなかったのかという点と。

もうひとつ、もう 1 度、さっきも言うたように言います。このほ場整備をすることによって、町が、大変なお金をかけることによって、どの程度、この地区の人の営農意欲が上がるのか。ちょっと伺いたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず最初ですね、ほ場整備、なぜ未整備だったかということですね。桑野地区についてはですね、早もう、15 年ぐらい前でしたかね、15 年ぐらいからですね、ほ場整備の話がありまして、その下の集落、庵はやりましたけれども、桑野集落についてはですね、地元の、いろいろなご意見があつてですね、できなかつたという経緯があります。その後、いろいろとですね、ほ場整備の区域、ほ場整備をする区域に入っておりましたので、いろいろと町としてはですね、アプローチだけでも、中々、そこまできなかつた。それで、今回の、災害を受けたと。それで、まあ、地元もですね、被災を受けた農地をそのままですね、復旧しても云々という、いろいろ話がありまして、今回、こういう制度が、ありますので、ほ場整備をやってですね、高齢化にもなったから、担い手育成を、地元でですね、担い手育成をしてですね、土地の集団化をし、成形をする農地によってですね、地元の営農意欲もわいてくる。また、担い手のですね、育成も出てくるということで、こういう事業の説明をさせていただきました。

今、何パーセントの意欲かと言われるとですね、そこまでは、してませんけれども、まあ、アンケートを調査した結果ですね、ほ場整備をしていただいて、地元で、将来は、集落営農に向けてですね、取り組みたいというご意見もですね、多数ありましたので、そして、そういうことがありましたので、説明をして、この事業に取り組んだという形になります。

それから、本日、まあ即決でお願いしているのはですね、先ほども、申しましたように、これから、いろいろと法に基づいてですね、法的に日数の要するものもあります。それから、地元調整、県との調整等も、いろいろこれから出てきます。そういう中で、この秋にはですね、工事に着手をしてですね、現在のところ、1 年で、できるだけやりたいということですね、今、進めております。これから、予算の問題もありますけれども、そういう形で、進めている中ではですね、やはり 1 日も早いですね、お願いをして、1 日も早い議決をいただいてですね、事務手続きを進めて参りたいというふうに思っております。

また、先日、28 日の委員会です、そういう報告がなかったというご指摘でございます。これはですね、私も、まあ、不徳のいたすところですね、そういうの、きちっと申し上げておけば良かったと思いますけども、28 日、私も、公務です、別途行ってましたので、うちの職員にですね、その申し伝えるのをですね、忘れておりました。

まあ、1 つの流れとしてですね、昨年 12 月の議会でも、ご説明をさせていただいて、本年の当初予算もですね、桑野の基盤整備については、説明もさせていただきました。そ

ういう一連の事業を、推進する、促進してく流れの中での、土地改良法に基づくですね、市町村が、団体営の土地改良をしようとする時にはですね、知事に認可をするためには、議会の議決を必要とするということのですね、法の中での1つの手続きとしてですね、感じておりましたので、そういう報告が遅れました。今後は、十分ですね、その点、注意をしてですね、取り組んで参りたいというふうに思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

〔新田君「ちょっと言わしてくれ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ちょっと、新田議員、続きに。ちょっと待って。

〔山本君「3回、普通言うて、終わって言ういう、そういう議会」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） あのね、これははっきり言いますと、例えば、大谷さんが、テレビに出ている時でも、やめたと。大谷さんいうて、前の連合の自治会長が、もう息子と相談して、もう田んぼは、すまいというような発言も、何かされてましたわ。テレビに出てね。されてました。まあ、あそこらの状態の中で、非常に、厳しいなというのは、あった中で、まあお金をかけて、先ほども言わしてもらったようにね、やられる。それは、いいことかも分からん。それで、営農を続けてもらえる。それならいいかも分からん。ただども、金は、莫大にかけたわ、気がつきゃ、皆、やめてるわ。ねっ。休耕地がボンボン増えてる。草は、ボンボン生えてる。本当に、そういうふうにならないのかっということ、何パーセントかって言うたんだけど、そのパーセントは、はっきり分かりませんけれども、アンケートでは多数あった。じゃあ、どれぐらいが多数あったのか、分かりませんが、ほんまに、このことによって、営農をきっちりしてもらえるのか。そして、やっぱり、こういうほ場整備の難しい問題ありますね。だから、仁方でも大変な問題があって、町全面敗訴。新聞に載っておったみたいですね。これ、よっぽど気をつけてやらなあかん話だろうと思うんですね。軽々にやって、ねっ、最高裁まで行って、全面敗訴。そうではなくして、やっぱり、きちっと丁寧に進めていき、桑野だけじゃなくして、他の町民も聞いても、そうなんじゃなと。まあ、今回、こういうことで、個人の負担率も下がったんだなということ、ほんまの意味で、了解してもらえる状態じゃないと、私は、おかしいんじゃないかなと思うんです。

だから、ほんまに、このほ場整備することによって、そういう放棄田とかないんですね。

議長（矢内作夫君） いや、あのね、山本議員。これ、この議会で、この案件を否決したり、ほんなら言うて、ほ場整備を、

〔山本君「質問しよんやから」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） やめてまえと。というような。

〔山本君「質問しよんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ。

〔山本君「僕は、今、質問しよんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いや、それは、分かっておるで。

〔山本君「いや、質問に答えてもろたらええ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） そういう種類のもんじゃないとは、思うんです。

〔山本君「質問に答えてもろたら、ええんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まあ、将来の営農意欲と耕作の問題ですけども、従前地であればですね、中々、その水便利も悪い部分もありますし、そういう耕作放棄、高齢化になって不整形な土地でですね、営農するというのは、中々、効率が悪うございますから、耕作放棄地に繋がる可能性はあります。

そういう中で、桑野地区としてですね、こういう河川沿いというたら、桑野地区でも一等地の農地であります。そういう中でですね、それをなお且つ整備することによってですね、優良な農地としてですね、集落全体がですね、意欲を持って、守っていくということになればですね、それによって、集落のですね、先ほど、言いましたように、農地を守っていけるという形になります。

だから、100パーセントですね、そこは必ず放棄田になるかという、ならないかということではですね、今の段階では言えないと思います。そこで、耕作する人がですね、いなくなれば、高齢化になって、いなくなれば、隣接の集落の誰かに作っていただいてですね、そして、その農地を守っていく。今、そういうこと。それで、将来はですね、集落営農という形に繋がっていけばですね、桑野集落として、農業生産基盤がですね、守っていけるということですので、そういうことをですね、われわれは期待し、また、地域においてはですね、そういうことも説明しながらですね、理解をいただいて、事業を進めているところであります。

それと、裁判の話も出ましたけれども、裁判の中身についてはですね、こういう、その手法的なですね、中の換地、1次利用地とか換地の問題でありまして、こういう、それを、事業するまでのですね、事業の、土地改良法の手続きというものはですね、仁方においてもですね、そういう手続きを、1つ1つ丁寧に踏まさせていただきます、事業に取り組んでやっておりますので、そのへん、今後、ほ場整備する上ではですね、そういう問題が起きないようにするためには、地元とまあ、より以上にですね、十分にこう、協議をして、地元の理解を得てですね、1つ1つ、進めていくということがですね、肝要ではないかと思えます。決して、仁方を、そうしなかったいうんではありません。仁方も、そういう形でやったんですけども、結果的にですね、ああいう形になったということです。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと、初歩的なことでね、ちょっと恥ずかしいんですけども、これ、水路と田んぼが、丁度、田んぼのど真ん中を水路が走っておるような格好になっておるわけなんですけれどね。

町長も、よくおっしゃられるんですけども、川は蛇行しておる所は、できるだけこう、川の流れのええようにしたいとか、何とか言われておりましたわね。これ図面見てみますとね、ほ場整備の中、かなり結構蛇行しておるし、田んぼの格好が良くなると、今、課長がおっしゃっておったけど、これ道路と川と挟まれて、ひどう格好のええ田んぼじゃないわね、これ。これ、もう少し、こういう計画上げる前に、ここにも書いておるけど、何か、庵川ですか、2級河川庵川改修工事と書いてあるんで、改修工事とは、ちゃんと作り直すようなことだと思うんだけど、まあ、何とか、これを、もうちょっと川を山の方へ、やるとかすれば、本当にこう、立派なええ田んぼができるんじゃないかと思うんですけどね。

で、何で、僕、そんなこと言うかって言うたら、前もいっぺん話したと思うんですけどね、うちとこちらの方の三日月のところで、本郷川というのがあるんですけども、ここに明治23年に大水害があったんですよ。田んぼが、ほとんどいかれてもたというようなことで、その当時の偉い人が、これでは、もう、いつまで経っても、田んぼが、いつも流されて困ってまうというようなことで、山側の方へ全部水路付けたわけなんですわ。というか川をね。川幅広げて、そして深くして、それで、ごつつう蛇行しておる所を流れのええようにしたわけなんですけれども、それから、こっちへは、ほとんど、そういう災害が起きていないというような状況なんですよね。この状況見てみますと、僕ら見ても、これ相当蛇行してありますんでね、また、これ災害が起きて、これ、こがいたことになるんやないかという心配がある。やはり、こういう企画される時には、これ、どうせ県道も通っていて、これも県道もやり直すんだと思うんですけども、もうちょっと、これ、考えたら、ほんまにええ田んぼができるんじゃないかと思うんですけども、そういう検討はされたんですか。それは、せんと、こういう格好の、おもしろい格好の田んぼにするのが良かったんですか。それ、ちょっと教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 図面を見ていただいても、平面図を見ていただきまして、もう新田議員の言われるとおりです。私どももですね、この計画入れる最初にですね、河川、復旧、河川改修がありますから、河川をですね、山側の方に付け替えてですね、まだ、河川の計画も出てない段階ですけども、付け替えて、県道と真ん中に農地、そして、山側に河川という形にすればですね、理想的な農地が、創出されるということを考えてですね、河川復興室とも、いろいろ協議をさせていただきました。

しかし、先ほど、岡本議員のご質問だったと思うんですけども、河川ですね、今の河川幅がですね、ずっと広がるわけでは、今の河川計画はですね、広がるわけではなく、河道を下げる。今の護岸の中にですね、利用できる護岸については、利用するという形の計画でありますので、それを、河川をですね、山側に付け替えるということになるとですね、その経済的なことを言いますけれども、差額をですね、単独費でもってやらなければならないという問題が生じました。そうなるんですね、町費になるわけですけど、町費がです

ね、多額のお金になりますので、そうなってくると、そういう負担はですね、町もなかなか大変でできない。それと、河川復興室の方もですね、現河川の改修ということの方針を出しておりますので、その検討は、させていただきます。それで、河川復興室と、いろいろと議論してですね、県の方でも、その部分のですね、負担を持っていただけないかと。また、県の県土整備部なり、また農地整備課、農林水産部の方ですね、そういう差額負担を持っていただけないかという話もさせていただきますけども、この事業については、そういうことはできないと。そのすることは、できるけれども、その差額の費用はですね、単独費でもってお願いをしたいという話がありましたので、そういうことについては、町としては、できないという判断をさせていただきます、現道の河川の、現の河川の拡幅。そして、その周辺の、隣接している農地のですね、を、今の現況の中で、どういう形にすればですね、優良な農地が創出されるかということを検討して、今、進めているところで

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ほな今の、庵川は、もうほとんどほなら、原形復旧ですか。嵩上げもしないし、同じ川幅で、若干、川底さらえて、原形復旧で河川をそのまま置いておくいうわけなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先日、桑野集落へですね、河川復興室と建設課と、私どもと一緒に行って説明をしてですね、河川復興室の方から説明をいただきました。

その中にはですね、今の護岸が使えるもの使う。それで、河道掘削をして、今の護岸がですね、まあ下、根が浮く所は、根つぎとかですね、そういうことをしてやることで、基本的な河川幅は広げない。堤防もですね、今のところ上がってこない。いう形で、河道を掘削して河川断面を確保するということですので、河川改修なんですけれども、ほぼ現道の河川幅が、途中で橋梁は、このほ場整備内で、橋梁はかかっておるおるわけなんですけれども、橋梁はですね、河川が広がれば橋梁をやっていただけるわけなんですけれども、橋梁の中の断面で、河川幅が十分あるので、橋梁はですね、河川復興室としては、工事はしないという形になっておりますので、橋梁についてはですね、幅員が狭い所はですね、ほ場整備の中で、幅員を広げていくと。さわらないわけですから、広げていくという説明を受けておりますので、そういう中ですね、できるだけ、経済的に、町もですね、やって、そういう中で、農地をですね、創出していくという形になります。だいたい、現道の幅が、河川幅になります。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） あのね、あの、今までもずっと、あの、50年に1回とか、100年に

1 回の水が出た時とかいう、よう話されるわけなんですけどね、ほんまに、100 年目に、100 年経ってから 1 ペン来るんだったらええやけども、2 年か 3 年後に、ひょっと来るようなことも、あるかも分からない。そして、河道を、ちょっと下げる程度やられるいうんですけどね、川なんか、直ぐ堆積するわね。山が荒れてもとん、よう知っとしてでしょ。山が、ごつつう、あっちもこっちも荒れてね。もう土石流のようになってきて、直ぐ、川は、埋まってまうと思うんですよね。それに対応するようにしておかないと、せっかく大金使うて、ええほ場整備田作ったとしても、またこれ、災害復旧せんなんことが、田んぼ、また直さんなんとかいうような状況になれば、優良な田んぼって書いておったんかいな、そういうその、良質な水田ができるとかいうようなことやでね、何回も災害に遭う、ほ場整備をするというようなことに書きかえておった方がええぐらいなことになるんじゃないんですか。そやさかいに、もうちょっとこれ、川を、もうちょっと広げるとか、床止めするとか、または、上の方、上流の方、どこらへんになるんか分からないんですけれども、かなり奥の方からの土石が流れて来る所なんかのね、そういったことも、ちゃんと計算に入れて、河道を下げたさえ、大丈夫だという判断なんです。それ、ちょっとお聞きしておきます。

〔農林振興課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 河川復興室についてはですね、計画、17、1 のですね、確率であれをしておりますので、その中で、今の河川断面があるという方針を出されておりますので、それをやっていただく。

それで、ほ場整備の方はですね、今の堤防の、即今、即、天端高で農地がある部分もありますけども、それは、全体的な地形の中でですね、盛土をさせていただいて、農地自体はですね、今の河川の堤防より上げる。それから、（聴取不能）の高い所はですね、切り下げる。切り盛りもありますので、そういう形をしてですね、出来上がりはですね、農地の水はりの所は、もっと広い断面になってですね、そういう災害から守れるような工法にですね、今、計画をしております。そういう、今のできることを、駆使しながらですね、そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

これは、農地ですから、また、水の取り口の関係も出てきますので、河川縦断等も十分協議を、河川縦断等もよく検討してですね、そういう中で水を取る。今は、いろんな所から、たくさん取っておられますけれども、できるだけまとめてですね、効率よい、これからの将来、維持管理もしやすいですね、効率よい、そういう形で整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

委員（鍋島裕文君） じゃあ、まず、これの地権者の関係ですね、まあ、議決の後は、地権者の同意を得て、県知事に申請という手続きみたいですけど、地権者が何人で、その内、町外の地権者ですね、どういう状況になっているのかというのが 1 点。

それから、2点目に、先ほどの負担の関係で、説明のあった、国 50、県 30 パーセントですか、団体営でも、まあインターネットなんか見てみたら、他県では、県が 30 パーセントというような、そういった補助があるみたいですけども、今回の県の補助の 30 パーセントですね、これの根拠ですね。どういう根拠で、県は、30 パーセント出されるのか。つまり、災害がらみのほ場整備であれば、30 パーセントというような、そういう制度化されたものがあるのかどうか。というのは、また別にね、同じように、災害絡みで、このようなほ場整備やろうとする場合に、その 30 パーセントというのは、保障されているのかどうかという点での質問なんですけど。そのあたり、いかがでしょう。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、組合員の数もですね、精査しております。今、だいたい、34 人の組合員というふうに聞いております。34 人の内ですね、まだ相続のできてない方もいらっしゃいますので、相続ができてなかったら、その組合員がですね、広がってくる可能性も、今まあ、鋭意、相続書類等を調査してですね、調べさせていただいております。

それから、いわゆる不在地主ですけれども、不在地主もですね、今、5 人ほどは分かっております。これから、そういう形で、相続が増えればですね、不在地主も増えてくる可能性があります。

それと、この事業についてはですね、兵庫県が、平成 16 年の災害、円山川の災害の時にですね、緊急的に作った事業です。県営で。それで、それをですね、今回の 21 年の、この 8 月の災害についてはですね、その分を拡充してですね、この佐用町と、朝来市、宍粟市、そういう所あればですね、対象区域に拡充してやるということで、その県営の災害の事業ができました。その中で、県も、本来県が 80 だったんですけども、県が財政負担、県単ですから、財政負担が大きいということで、町と一緒に協議をさせていただいて、7ヘクタール、7.3ヘクタールでもってですね、5ヘクタール以上になりましたので、7.3ヘクタールでもって、国のですね、補助をいただく団体営事業に振り返ったということで、国が 50パー持つ。残りの 30パー。そのかわり、まあ、元々県は、80持つという話でしたから、その 20は、町は、市町は、絶対変えませんよという話をさせていただいて、そういう形でですね、事業は取り組んでいくという形で進めさせていただいた事業で、この事業は、どこでも、ここでもという対応になるものでは、今回、平成 16 年の円山川の災害の時の対象。それで、今回の 21 年の 8 月は、今は、これは佐用町だけ対応する事業であります。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） よろしいね。

山本君よろしいな。

まあ、そういったことで、いろいろとこう、協議をしていただいたんですが、この件につきましては、議運でも、いろいろと状況を聞かせていただく中で、即決ということを決めさせていただきました。その点で、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 70 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第 70 号、町営土地改良事業の実施につきましては、原案のとおり可決されました。

---

日程第 34 . 議案第 71 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 35 . 議案第 72 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 36 . 議案第 73 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 37 . 議案第 74 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 38 . 議案第 75 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 34 ないし日程第 38 については一括議題といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。

議案第 71 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 72 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 73 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 74 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 75 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迓典章君。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 71 号から議案第 75 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 71 号、佐用町一般会計補正予算（第 1 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 8,037 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 134 億 2,133 万 4,000 円に改めるものでございます。

それでは、第 1 表に基づきまして、歳入から説明をいたします。

国庫支出金は、国庫補助金において市町村合併推進体制整備費補助金 600 万円の追加計上で、本年度は 2 事業の内示を受けております。

県支出金におきましては、593 万 3,000 円を増額いたします。うち、県補助金では、小児細菌性髄膜炎予防接種助成事業補助金 47 万 6,000 円の追加。消費者行政活性化事業補助金 469 万 8,000 円を増額など、合計 583 万 8,000 円を増額。県委託金では、特別支援教育総合推進事業委託金 9 万 5,000 円の追加をいたしております。

繰入金では、財政調整基金繰入金を 2 億 3,789 万 2,000 円増額いたしております。

最後に、諸収入でございますが、平成 21 年台風第 9 号被害に係る町有建物災害等共済金など、雑入 3,054 万 5,000 円を増額いたしております。

次に歳出についてご説明をいたします。

総務費では、1,494 万 9,000 円を増額いたしております。主なものは、財産管理費において、災害対策にあたる部屋を設けるため、役場本庁舎 2 階書庫の改造工事費等 363 万円を増額。合併体制整備事業費においては、農道台帳整備事業及び学校間ネットワーク整備事業に係る経費 1,100 万円を追加計上いたしました。

民生費では、過年度精算による老人保健特別会計繰出金など、352 万 9,000 円を増額いたしております。

衛生費では、590 万円を増額いたしております。内訳は、保健衛生費において、小児細菌性髄膜炎予防接種助成事業の実施経費 236 万円を追加。清掃費においては、コミュニティプラントの災害関連経費 354 万円を追加をいたしました。

農林水産業費では、農道台帳整備業務委託経費を合併体制整備事業費に組み替えたため、500 万円の減額でございます。

商工費では、消費者行政活性化事業の経費 480 万 8,000 円を増額いたしております。本事業につきましては、当初予算計上分と合わせて 620 万 9,000 円の計上となります。

土木費では、2 億 5,200 万円を増額いたしております。この内訳は、道路橋梁費において、円応寺橋架け替え工事の委託事業への組み替え。河川費においては、河川整備工事に伴う残土処分場用地の取得経費 2 億 5,200 万円を追加をいたしました。

消防費では、200 万 3,000 円を増額いたしております。内訳は、非常備消防費において、退職消防団員報奨金 86 万 8,000 円を増額。災害対策費においては、災害対策関係備品 91 万円の増額などを追加計上をいたしました。

教育費では、108 万 1,000 円を増額いたしております。内訳といたしましては、教育総務費において、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費 56 万 4,000 円、特別支援教育総合推進事業として学校生活支援教員配置事業経費 9 万 6,000 円をそれぞれ増額。小学校費及び中学校費におきましては、運動プログラム実践推進事業に係る備品費 20 万円を追加。保健体育費におきましては、佐用保育園跡地に整備した広場の管理経費 22 万 1,000 円を追加計上をいたしました。

災害復旧費では、農業集落排水施設災害復旧経費に係る生活排水処理事業特別会計繰出金 110 万円を増額いたしました。

以上が、一般会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 72 号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 62 万 9,000 円を増額し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 3,389 万 4,000 円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。

国庫支出金は 26 万 9,000 円の増額で、内訳は、療養給付費等負担金 21 万 3,000 円と財政調整交付金が 5 万 6,000 円となっております。県支出金では、県財政調整交付金が 4 万 4,000 円の増額となります。繰入金は、31 万 6,000 円の増額で、準備基金繰入金を取り崩して繰り入れております。

一方、歳出につきましては、老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金の 62 万 9,000 円を増額しています。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 73 号、佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 349 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 711 万 2,000 円とするものでございます。

一般会計の民生費から老人保健特別会計に 349 万 9,000 円を繰り入れております。

一方、歳出においては、諸支出金の償還金利子及び割引料において、過年度精算による返納金 349 万 9,000 円を増額をいたしております。

以上が、老人保健特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 74 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案のご説明を申し上げます

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,100 万円を追加をし、歳入歳出の総額を 7 億 8,197 万 1,000 円といたしました。

それでは、第 1 表に基づきまして、歳入からご説明をいたします。

諸収入において、江川川の災害関連事業に伴う橋梁添架移設補償費として 2,100 万円を追加をいたしました。

歳出では、建設改良費を橋梁添架移設に伴う設計委託料 900 万円、工事請負費 1,200 万円を追加をいたしました。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 75 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 860 万円を追加をし、歳入歳出の総額を 4 億 8,442 万 8,000 円といたしました。

それでは、第 1 表に基づきまして、歳入からご説明をいたします。

一般会計繰入金を災害復旧に伴う不足額 110 万円を追加し、諸収入では、江川ほか災害関連工事に伴う合併処理浄化槽移設補償費 750 万円を追加をいたしました。

歳出では、浄化槽建設改良費 750 万円、農業集落排水施設災害復旧費 110 万円を追加をいたしました。

以上で、議案第 71 号から議案第 75 号まで、5 件一括して説明を申し上げます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 71 号ないし第 73 号につきましては、ああ、もとい。議案第 75 号につきましては、6 月 24 日の本会議最終日に質疑を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 39 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 40 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 41 . 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 42 . 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長( 矢内作夫君 ) 続いて日程第 39 ないし日程第 42 については一括議題といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。

諮問第 2 号及び第 3 号、第 4 号、第 5 号の、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今一括上程をいただきました、諮問第 2 号から諮問第 5 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第 2 号より、まず説明申し上げます。

現在人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町真宗 317 番地、岩本美保子氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号につきまして説明申し上げます。

同じく、現在人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町西河内 441 番地 2、押田美代子氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 4 号について説明申し上げます。

同じく、現在人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町船越 620 番地、小紫秀真氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となるため、その後任として、佐用町船越 620 番地、小紫光慈氏に人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

最後に、諮問第 5 号について説明を申し上げます。

同じく、現在人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町櫛田 2186 番地 5 間嶋太一郎氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、その後任として佐用町久崎 803 番地 112、古淵 操氏に人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでござい

ます。

ご同意いただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、諮問第2号ないし第5号は、本日即決といたします。

ここで、暫く休憩をいたします。

午後02時32分 休憩

午後02時34分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りをいたします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第2号、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定をいたしました。

続いてお諮りします。諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定をいたしました。

続いてお諮りをいたします。諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定をいたしました。

続いてお諮りをいたします。諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定をいたしました。

---

日程第43．請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第43に入ります。  
請願についてであります。今期定例会に請願2件を受理しております。  
まず請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。  
請願に対する紹介議員の説明を求めます。12番、岡本安夫君。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） 請願3号につきまして、提案説明をいたします。趣旨を朗読して提案説明に代えたいと思います。

件名、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。

請願趣旨、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54パーセント、中学校82パーセントとなっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数は、30人というのが45.4パーセント、25人20.5パーセント、20人16.0パーセント、35人8.4パーセントの順となっております。（日本の教育を考える10人委員会、2007年保護者アンケートより）

このように、保護者も30人以下学級を望んでていることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきです。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中では日本はトルコに次いで下位から2番目となっております。（GDPに占める教育費の割合、OECD平均4.9パーセント、日本3.3パーセント、OECDインディケータ―2009年版）また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが、全国どこに住んでも教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。こうした観点から、2011年度政府への概算要求に向けて下記事項の実現について地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出していただきますよう要請いたします。

1、昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備する

ため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持すること。

3、上記の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

以上です。

議長（矢内作夫君） 請願第3号に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第3号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。

ここで委員会付託についてお諮りします。ただ今、議題といたしております請願第3号は、会議規則第87条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第44．請願第4号 非核平和宣言を求める請願書

議長（矢内作夫君） 続いて日程第44、請願第4号、非核平和宣言を求める請願書を議題とします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。17番、平岡きぬ糸君。

〔17番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17番（平岡きぬ糸君） 非核平和宣言を求める請願書の趣旨について、紹介議員の1人として理由を述べさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

請願趣旨に述べられているとおり、核兵器廃絶は、世界で唯一の被爆国である日本国民の共通の悲願です。今年5月に開かれた核不拡散条約再検討会議は、核兵器の完全廃絶に向けた、具体的措置を含む、核軍備削減、撤廃に関する行動計画に取り組むと合意した最終文書を、全会一致で採択して閉会いたしました。核兵器のない世界に向けて重要な一歩前進が図られております。今回の会議では、日本から原水協代表団が、核兵器廃絶のための国際交渉開始を求める691万余筆の署名が会議に届けられました。この署名は、議長が直接受け取り、会議の中で報告されるなど、大きな注目を集めたところです。更に、核保有国の約束実行を、2014年に開く次の再検討会議準備会で報告することが、要請されております。そして、2015年に開かれる再検討会議は、それらに照らして核軍備削減、廃絶のための次の措置を検討することを定めております。これからの取組みが重要となります。

全国で、非核平和宣言をした自治体は、1,479自治体。全体の1,797自治体の82パーセント以上にのぼります。また、兵庫県下では、県29市12町の42自治体中34自治体で宣言が行われております。平和を求め、その決意を示す動きは、時代の趨勢になりつつあります。本町においても、非核平和宣言決議を行い、世論の高揚につとめることをお願いして、請願の紹介とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

議長(矢内作夫君) 請願第4号に対する紹介議員の説明は終わりました。  
これより質疑に入りますが、請願第4号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結をいたします。  
ここで委員会付託についてお諮りをいたします。ただ今、議題としております請願第4号は、会議規則第87条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、異議なしと認めます。よって請願第4号、非核平和宣言を求める請願書は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第45. 委員会付託について

議長(矢内作夫君) 続いて日程第45に入ります。  
日程第45は、委員会付託についてであります。  
ここで、資料配布のため、暫く休憩をいたします。

午後02時44分 休憩

-----  
午後02時46分 再開

議長(矢内作夫君) 休憩を解き会議を続行します。  
ここでお諮りをいたします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長(矢内作夫君) 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りをいたします。明6月9日から14日まで、委員会開催等のため、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

なお、次の本会議は6月15日午前9時30分から開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦労様でした。

午後02時47分 散会

---